

平成25年白浜町議会第2回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成25年6月18日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成25年6月18日 9時30分

1. 閉 議 平成25年6月18日 16時41分

1. 散 会 平成25年6月18日 16時41分

1. 議員定数 16名 欠員 2名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	水 上	久美子	2番	楠 本	隆 典
3番	丸 本	安 高	4番	南	勝 弥
5番	笠 原	恵利子	6番	正 木	秀 男
7番	岡 谷	裕 計	8番	廣 畑	敏 雄
			10番	玉 置	一
11番	湯 川	秀 樹	12番	三 倉	健 嗣
13番	長 野	莊 一			
15番	辻	成 紀	16番	正 木	司 良

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 林 一 勝 事 務 主 事 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副 町 長 小 幡 一 彰
教 育 長 清 原 武 会 計 管 理 者 田 井 郁 也
富田事務所長
兼農林水産課長 鈴木 泰 日置川事務所長 前 田 信 生

総務課長	大谷博美	税務課長	高田義広
民生課長	三栖健次	生活環境課長	坂本規生
観光課長	正木雅就	建設課長	笠中康弘
上下水道課長	山本高生	地籍調査課長	堀本栄一
農林水産課長	鈴木泰	消防長	大谷実
教育委員会			
教育次長	青山茂樹	総務課副課長	泉芳明

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成25年第2回定例会2日目を開催いたします。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

ただいまの出席議員は14名であります。

本日は、一般質問を予定しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長

報告が終わりました。

本日は、暑いので上着を脱いで結構かと思えます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可いたします。

12番 三倉君の一般質問を許可いたします。三倉君の質問は一問一答形式でございます。

まず、日置川地域の若もの広場についての質問を許可いたします。

12番 三倉君（登壇）

○12 番

おはようございます。きょうから一般質問ということで、10人の議員さんの中でトップバッターということで、少し緊張しておりますけれども、どうかよろしく願いいたします。

それと、議長、すみません。質問事項、4番目の保呂清掃センターの契約についてというのを、一番最後にして、5番目の旧空港跡地の活用についてというのを、先にお願いたしたいんですけれども。

それでは、登壇順位に従い、質問させていただきます。質問の内容につきましては、既に通告しております。

1つ、日置川地域の若もの広場について。1つ、和歌山国体と国体後のテニスコートの活用について。1つ、県道日置川大塔線について。1つ、旧空港跡地の活用について。1つ、保呂清掃センターの契約の更新。ここでは契約についてと書いているわけですが、契約更新したことについての内容等について、お尋ねしたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

1番目の日置川地域の若もの広場についてであります。質問の内容からして、要望のような内容を含むわけでありまして、それなら、委員会などの質問ではないのかととられがちになるわけでもありますけれども、事が日置川地域全体に係る案件でもあり、以前にもそういうふうなことから、質問させていただいているわけでもありますけれども、再度質問させてもらうこととなりましたので、よろしく願いいたします。

この件に関しまして、24年12月の議会で質問しているところであります。改めて、再度繰り返しの質問となりますが、よろしく願いたしたいと思います。

日置川地域の若もの広場は、行政上、場所がえをしなければならなくなった。このような場合、本来ならば代替となるべき物件というのですか、その物を先につくり、その後本来あった物、施設を取り壊すなり除去するなりして、取り壊した後にその跡地に事業計画にのっとってあるものを構築、あるいは造成・建築していくべきものではないかと思うわけがあります。それがと言ったらいいんですか、代替地も決定されないままに、若もの広場は取り壊され、現在、日置川のテニスコートの増設に向けて工事が進められているという実態であります。そういったことにつきまして、テニスコートの増設ということが火急のことであったので、いたし方ないような状況を住民全体は、日置川地域住民全体として持っていたように思われるんですけど、今申したように、この工事の進め方からすれば、逆のことではないのかというように受け取れるわけがあります。

昨年12月の議会で、質問させてもらいました。そのとき、教育次長はこのように答弁されているわけです。「日置川地域のスポーツ広場についてですけど、平成20年11月2日付で日置川地域体育振興協議会の会長、それから、日置川区長会の会長、及び日置川老人クラブ日置川支部長の連名で、旧若もの広場と同規模のスポーツ広場を日置川地域に整備されたいとの要望書が町長及び議長あてに提出されているところでございます。議員より提案いただきました田野井グラウンドを利用した候補地も候補地の1つとして、検討していきたいと思っております」というように答弁をいただいているわけです。

これに対して、私は今、次長のほうからそのような答弁があったということの中で、要望書については、教育関係の方、区の関係の方、両方からあったというものですから、早急に

対応を考えていただきたいと、その中で、今、私が申し上げた場所も含めた中の対応を考えていただけたらと思うわけです。あわせて、この場所にしますと、今までよりも山間部の方については、車で7分から近くなるということでもあります。今あった場所から下流の方々につきましては、日置地区の方においても3分から7分ぐらい遠くなるけれども、車でそれぐらいの距離であるということも、利便性を含めたということをつけ加えて質問を終わりますと、私、質問を終わらせてもらってたんです。

そこで、要望書というものが、区全体であったり、教育関係の方であったり、上がっているということから、私はてっきり当初予算で調査費なり予備費なり、そういうふうな予備費じゃなしに、調査費なり用地費というのですか、そういう格好のものが上がってくるものかと思っていただけです。それが何もそういう気配というのですか、なかったというようなことからこの質問に至ったわけでありまして、いつになったら、日置川地域のスポーツ広場は必要と思っただけなのか。また、着手していただけるのかということについて、お伺いしたいわけです。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま、三倉議員から、若もの広場の用地選定等についてのご質問がございました。町としましては、当初、若もの広場の代替地としまして、矢田地区の河川改修に合わせて、多目的広場の整備を考えていたところでございますが、事業全体の用地買収にはかなりの時間を要する状態でございます。また、河川敷のほかに、日置川地域で現在の若もの広場が確保できる町有地が見つかっていないというのが現状でございます。その中で、旧若もの広場と同規模のスポーツ広場を日置川地域に整備されたいという要望書もいただいております。教育委員会と協議を重ねて、できるだけ早く整備できるよう進めてまいりたいと考えております。

私のほうからはまず、今までの取り組み経緯と、そしてまた、今後の予定につきましてご説明、ご報告と、それから答弁をさせていただきました。

以上、私のほうからの答弁は終わります。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今、若もの広場の代替地ということで、昨年12月定例会においても、今、言われました三倉議員より、同様のご質問をいただきました。

教育委員会といたしましては、若もの広場の代替地候補としまして、三倉議員からご提案いただきましたように、田野井総合運動場一部用地を購入し、拡幅することが最善であると考えており、ご提案いただきました後、早々、現地調査及び所有者確認を行ったところであります。

今後につきましては、再度、若もの広場に可能であるかどうかを調査いたしまして、用地購入に係る費用を算定するための費用を町当局に、不動産鑑定手数料を要望してまいりたいと考えておるところでございます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

矢田地区の分については、町長がおっしゃっていたように、できるだけ早くということですが、できるだけ早くということには切りがないわけです。先ほども申しましたように、方法というのか、手段が逆であったのじゃないかなということについては、十二分にお諮りいただけたらと思うわけです。そういった中で、これから着工して物事が進んでいっても、最低3年ほどの間について、日置川地域に社会教育施設の、全日置川地域の方が集い行えるような場所がないということです。今、教育次長から田野井地区についてということで、私も提案申し上げていた問題について、取り組んでくれるということなものですので、早急に、やっぱり今年度じゅうに、何とかそういった形のものをしていただけるような手段で、進めたいなということにも思うわけであります。

具体的に、私も教育次長が調べている、その話の中で、今の旧田野井小学校グラウンド跡地になるわけですが、幅にするのに、100メートル・100メートルのグラウンド用地が必要の場合でも、6割近くがグラウンドとなっているものですから、あとの4割ぐらいを買収すればいいような形になろうかと思えますし、地権者においても4人、5人ぐらいの方です。地権者が問題あれば、代替地としての近くにある休耕地というような代替地もできることでしょうし、やはり、前向きに取り組んでいただきたいなというように思うわけです。地域としても、先ほど申しましたように、日置川地域の方につきましては、今までよりも不便になるというような半面、山間部の方については10分ほど近くなるというようなことですので、それと場所的にも、その場所以外に、今のところ見当たらないものですから、早急にその場所について、煮詰めてできるような形について、お願いしたいと思うんです。答弁、いま一度お願いしたいと思えます。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今、言われましたように、こちらで一応調べたところ、地権者というのか、筆数にして6筆、約3,000平米ということ算定、調査をしております。その中でグラウンドとしては、90メートル四角ということになるんじゃないかと、今、調査を行っております。今後、これが実現可能か、その辺を再度、地権者等もありますので確認をしまして、その中で可能であれば、また当局とも協議を重ね、進めていきたいと考えております。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

あと質問もありますし、くどいようですが、前向きに検討いただけるということですので、第1問目の日置川地域の若もの広場についての質問は、これで終わりたいと思います。

○議 長

以上で、日置川地域の若もの広場についての質問は終わりました。

次に、和歌山国体と国体後のテニスコートの活用についての質問を許可いたします。

12番 三倉君（登壇）

○12 番

和歌山国体後のテニスコートの活用についてということで、お尋ねしたいと思います。

さきの議会で、国体に向けての駐車場の確保についてということで、私、質問させていただきました。その間、辻議員もそういったようなことを質問されていたわけでありまして。国体開催中については、小学校・中学校のグラウンド用地を借りたり、それから、民間の空き地を借りたり、また、安宅地区にある日置川河川敷を利用したりというようなことで、安宅地区の河川敷につきましては、シャトル等で運用すれば行けるんじゃないかなというような意味合いのことで、答弁いただいているわけでありまして。

ただ、国体が開かれる時期が10月とあって、台風シーズンでもあるわけです。台風シーズンであった場合に、日置川はご存じのように、上流はかなりの雨量的に降るような地形でありまして、2年に一遍は必ず洪水が起こっているというような状況であります。それで、今まで河床整備、河川改修等で災害をなるべくというのですか、最小限に食い止めていただいているような、そのほうについては状況なんですけど、河川敷については、すぐにそこまで水が乗るといったようなこともよくあるわけです。その場所が今回駐車場として、国体の駐車場としてやっていくというような意向ではあるわけですが、その場合、もしそうなった場合についての代替地というのは、そのとき来て、どうしようもないように思われるわけです。そういうようなことからして、やはり、駐車場の確保については、いま一度考えるべき問題であるんじゃないかと思うんですけど、その辺について、どのようにお考えでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、議員ご指摘のテニスコートの駐車場についてのご質問でございますけれども、私もやはり、今現在、駐車場の不足と申しますか、そういったものがかなりあるということは認識しております。その中で、駐車場につきましては、昨年9月の定例会におきましても、議員からご質問いただいたところでございます。国体開催期間中の駐車場につきましては、小中学校のグラウンドも含め、先ほどお話のありました安宅地区河川敷等の有効利用も含めて、臨時的な対応ができたとしても、今後、この日置川地域の振興策として、今現在、20面のテニスコートが整備されていく中で、このコートを活用していく上では、恒久的な対策を講じない限り、議員ご指摘のとおり、駐車場が不足するというふうと考えられます。

駐車場の整備については、日置川区長会等関係団体の皆様からも要望されているところでありまして、テニスコートの施設は地域振興の重要な柱であると認識しているところであります。よって、こうしたことも踏まえまして、議員から提案のいただきました、今後、台風の時期の日置川のはんらんと申しますか、そういったものも視野に入れて、今後、どういったところに適地があるのか、こういうことも含めて検討していくと、探していくことになろうかと思っております。

○議 長

12番 三倉君(登壇)

○12 番

今、町長から大変、跡地と申しますか、国体後のテニスコートの活用については、私が申

し上げている話のことに、それ以上の同意と申しますか、必要性を、答弁をいただいたわけ
であります。大変ありがたいことでもあります。

申しますのは、テニスコート20面を取り壊すということじゃなしに、そのまま活用する
という形での話もいただいていますし、そういった中で日置川地域が唯一、活性化できる要
素でもあると。そこで、20面のテニスコートを活用していく上で、今現在ある駐車場では、
甚だ狭いと。20台近くの乗用車が置けばいっぱい、国道より海岸べりにあるスペースが
あるわけですけど、それは果たしてテニスコートの駐車場なのかといたら、それはそうじ
ゃなしに、海来館の方であったり、それから道の駅の駐車場であったりというような形にな
ろうかと思えますし。

たまたま先般、その場所に、南紀州交流公社の民泊に向けての車が2台ほど入ったんで
すけど、ほかに車がなかったものですから、難なくUターンというのですか、旋回というの
ですか、そういうことができましたけど、2台でそういうような状況であるわけです。それ
が、今のは南紀州交流公社が、そこに何も置いてない話の中で利用したということですけど、
テニスコートにつきましては、軟式、ソフトテニスにおけば、必ず団体戦で何台かの大きな
車が押し寄せるというのではないけど、おいでるわけです。そういう場合に、旋回所の場所
としたら、やはりその近くに必要じゃないのかなと、十二分に思うわけでありませうけれど。

今、町長、恒久的な駐車場施設が必要だというふうに、答弁いただいているわけですけど、
そのことについて、そういうような私が実態を訴えた中で、どのように思っているのかとい
うことについて、いま一度、答弁賜りたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

ただいまご指摘いただきました件につきましては、私どももやはり、今の日置川テニスコ
ートの一部の駐車場と、それから、その前の国道を挟んで海来館、道の駅、そしてまた、に
こここ市もございますし、あのあたりのすみ分けというのは、なかなか今、できていないの
が現状でございます。特に大きな大会になりますと、駐車場不足というのが必ず慢性的に発
生いたします。その中で、地元の方々にもご迷惑をかけているのが実態かと思えます。

そういうことと言えば、やはり、今後、その案内の仕方もあるんですけども、やはりで
きるだけ近いところに、大型バス等もとめて、そこからピストン、シャトルするとか、ある
いは、できればそういう何台、実際とめられるんだということの案内ですとか、広くそれを
広報、徹底をしていきたいと思っております。

これはまだシミュレーションできておりませんので、具体的にどのぐらいの大会になると、
どれぐらいのバスや車が来るのかということも、今後やはり検討していかないといけないと
思うんです。その中で、今現在、不足というふうに考えておりますけれども、じゃ、具体的
にどこに適地があるのか。これは民間の民地も含めて、民有地も含めて探して行って、今現
在、そういう土地があれば、その辺も今後、考慮していけないものかということで、事前調
査を進めてまいりたいというふうに考えてございます。なかなか、今、ここということがな
かなか言えないんですけども、やはり、高速が伸びて大阪からインターチェンジがつなが
っていきますので、そのあたりの利便性とか、いろんなことを考慮して、テニスコート周辺
の民有地も含めて考えていきたいというふうに考えます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

今のテニスコート周辺地も含めた中でのというような答弁をいただいたわけです。それで、幸いにして、テニスコート周辺地につきましては地籍調査も終わっていますし、だから、用地の買収云々については、そういう適地があれば、割とスムーズに境界の問題ももめることなく、スムーズに行けると思うわけでありまして。そういったことからお願いしたいということと、それとお願いしたいというか、そういうふうに取り組んでいただきたいということ。

それから、少し質問が戻るのですがありますけれども、前回の議会で国体の駐車場云々という質問させていただいたときに、駐車場のスペースはあるということだったんですけど、少し思うに、先ほど言っていた巡回場所があります。海来館周りの、そういうところとか、周りというものが駐車場の用地として一部分、考えていたようなこともあったように思われるんですけども。国体する場合には、そういった場所というのはテント村になったり、選手村になったり、それから大会本部であったり、そういうことに使うものですから、近くに結局そういった方々の、機敏性を必要とされる方の駐車場というの、やっぱり国体開催に当たっても、やっぱり不足気味になってこようかと思われるわけです。そういうこともあるものですから、あわせてやっぱり前回の質問の中の答弁では、国体では十分間に合うというような、スペースは間に合うというようなことでもあったんですけど、そういうことも含めた中で考えられるものですから、いま一度検討をいただいて、やっぱりそういったことについて、今後のこともありますし、考えていただければと思うわけでありまして。

別に、答弁は要らないんですけども、先ほど、そういうのをいただいているものですから、そういうことも含めた中でご検討いただければと思うわけでありまして。

これで、2つ目の質問を終わります。

○議 長

それでは、和歌山国体と国体後のテニスコートの活用についての質問は終わりました。

続いて、県道日置川大塔線についての質問を許可いたします。

12番 三倉君（登壇）

○12 番

県道日置川大塔線について質問いたします。県道日置川大塔線につきましては、半島振興道路として計画ある部分がありまして、この件に関しましても、昨年9月議会で質問した次第であります。

そのときの町長の答弁は、半島振興道路の必要性を県・国に訴え、要望してまいりたいと思いますというような答弁をいただきました。また、担当課長は、休止要因の1つを述べられ、そのことも含め、県及び国の要望あわせて地権者との協議についても進めてまいらなければならないというような答弁でもありました。また、そういった中で、仄聞するところによりますと、課長は県の担当者との協議もされたというように聞き及んでいるわけでありまして。その対応の中で、県とすれば地籍のことにつきまして、少しそういうような話があったというようなことも聞いているわけでありまして。

と申しますのは、公共事業にありまして、用地問題が片づけば、仕事がなかっても予算をつけるだけのものですから、だから、8割できたようなものだというようなことを、よく口

にされるわけです。そういったことからしても用地ということの中で、地籍ということが十二分に必要になってこようかと思うわけであります。

それで、そういったことの中から、県が路線整備を行うには、地籍調査の完了が早期整備に係ることかというようなことだというように申ししているわけでありますが、その辺について、その対応、私が質問させていただいた後の県に対する要望なり、そういうことについての経緯について、どうだったのかというようなことについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

県道日置川大塔線についてのご質問でございますが、これまでとそれから、今後の経緯をお話しさせていただきます。玉伝から市鹿野間の半島振興道路につきましては、延長120メートルの橋梁と2キロメートルのトンネル工事が計画されており、地域住民の悲願でもあったとお聞きしております。

平成25年1月15日に、県庁道路局長に、そしてまた、県道日置川大塔線の早期改修につきましては、半島振興道路再開についての要望を行いました。本年3月1日には、西牟婁建設部長に、全線2車線化について要望書を提出しております。また、4月12日には、県庁道路局長と西牟婁振興局建設部長が来庁され、白浜地域における早急な県道整備のお願いをしたところです。

そこで、この8月には、平成26年度の予算編成に伴う知事査定に向けて、日置川大塔線の早期改良要望を提出いたします。また、9月には和歌山県議会建設委員長に、県道日置川大塔線の2車線化の早期実現についての要望書を提出いたします。

白浜町は県道日置川大塔線の位置づけとして、生活道路、防災道路、観光道路の3役を担う道路であることから、県に対し、半島振興道路事業再開と、日置川大塔線の2車線化について、強く要望してまいりますので、今後ともご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

県道日置川大塔線の早期改修の要望提出のときにも、関連区域の地籍調査をできるだけ早く推進してほしいとのご意見も伺っており、庁内で検討しているところでございます。和歌山県と再三にわたり協議しておりますが、改良要望箇所在地籍調査を早く実施し、県道日置川大塔線の改修を県にお願いすれば、工事の進捗も早くなるのではないかとお聞きしているところでございます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

昨年9月の質問以降、当局が早速動いていただいて、県・国等に要望するという話の中で、かなりのスピードでそういう働きかけをしていただいているということについて、敬意を表する次第であります。

繰り返しになるんですけど、ここに白浜町（日置川地域）の過疎地域の自立促進計画とい

うのがあるわけですが、これは平成22年度に配付していただいている分です。この中にも、今申し上げた県道日置川大塔線についての重要性等を、やっぱり県のほうに強く要望していく、国のほうに要望していくという格好がなされているわけです。でも、それであるんですけど、地権者の関係上、少しトラブっていた関係上、少し休止の状態であったということでもあるわけですが。

それから、ここにある合併協議会の当時の冊子なんですけど、この冊子の中にも、これが合併協議の確認事項のまとめという中にも、県道日置川大塔線について強くうたわれている話と、やっぱり日置川住民とすれば、合併についての第一条件であるようなぐらいの要望の中の位置づけとして、申し上げているわけです。そういったことを合併協議会の中で、新しい町づくりの中で、取り上げられたということ、いかんせん、町当局がその仕事をしていくんじゃないし、県及び国に要望していくことになるのですので、かなり当局としてはがゆいところもあるかと思うわけです。

しかし、やはりこの問題は、取り組んでもらわなければならないことですし、要望していく上においては、やはり下地をきちっと、ある程度することも必要はなかろうかというふうに思われるわけです。以前、地元選出の国会議員の先生に、県道庄川線の問題と大塔線の問題について、会う機会があったので要望したわけです。そのときにどうかと言うと、国会議員の先生は「わしは国では言うし、予算的な措置も考えていくけど、その前に地元のやっぱり自治体が、それに取り組んでいるのか」というような質問を、ぶすっとされたんです。そういったようなことから、何とかしなければならないということと、やっぱりそういう態度というようなことから、前々町長のころに、県道久木大塔線については、やはり地籍調査をしなければならないということで、イレギュラーな形になったんですけど、海岸線をやっぱりそのことをしなければならないということで、久木地区の地籍調査にかかったという経緯があるわけです。

そういうような形で、だから、地籍調査にかかっても、地籍調査が完成するまでには3年かかるわけです。おかげで日置川地域のほうは、ある程度地籍調査をしているものですから、法線についても用地の買収についても、そういった格好についての土壌というのですか、テーブルにのれるような状況ではあるんですけど、今はちょっと、庄川地区のほうで少しそれが残っているということで、ちょっと足どめしているというような状況と伺っているわけですが。いずれにしても、町のほうがそういうような、足元を美しくしていただくというような施策、それからやっぱり、そういうことをしているということによって、その事業に取り組んでいるという態度を、県なり国に見せていただければ、この事業、進まないんじゃないかと、このように思うわけです。

その中で、地籍調査というのがあるわけですが、その地籍調査についても、25%の自主財源で、75%の補助事業であるわけです。だから、そういうことから考えれば、500万の財源だったら、結局、2,000万ほどの仕事ができるわけです。だから、それぐらい、500万ほどあれば、今申し上げているような場所は難なしに片づけるぐらいの規模、状況であると思うわけです。ただ、これからかかっても3年かかるということですから、だから、その3年の間にそういう、かかっている間に、地元の交渉なり、地権者との交渉なり、県に対するそういう話を進めていく中では、同時進行的に行けるのではないかとというようなことを思ったりするんですけども、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、おっしゃっていただいたように、地籍調査が実施されていない箇所もございます。県と再三にわたり協議をしておりますけれども、やはり庄川にしても、白浜久木線、あるいはこの県道日置川大塔線にしましても、県とやはり、十分これからも協議をしながら、改良要望の箇所の地籍調査を早くやっぱり実施して、並行して、やはり私は交渉もして、県にも要望をしていくというふうに必要な性があると思っております。

やはり、工事の進捗も進まないというのは、なかなか地元といいますか、我々の町からの要望が県には、まだ徹底的にできていない部分もあるかと思っておりますけれども、そのあたりは、地元の皆さんのご意見・ご要望を聞きながら、並行して同時進行でやっていきたいというふうを考えてございます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

今、町長から前向きな意見をいただいたわけでありまして。地域とすれば大変ありがたいことでもあります。そんな中で、地籍調査ということが課題になるうかと思うんですけれども。当初予算のときにも、私、少し声を荒げて話させてもらったんですけど、結局、地籍調査のその計画の中に、全然含まれてないわけですよ、その場所について。この計画通り行ったら、10年後でも、地籍調査を結局、県道日置川大塔線の地域については上がっていないということであるわけです。その上がっていない10年、11年後にするとすれば、それからあと何年かかるということになれば、15年、16年先のこの計画でしかないというようなことにもなるわけです。

計画というのは、別に当局がつくっているものですから、イレギュラーであったり、先ほど申しましたように、前々町長の時代には、そういう中で必要性に応じてということで、久木地区をしたということもあるわけです。これ、何なと言ったら、やっぱりその担当課、もしくは町長の、やっぱり意気込みではなかろうかと思うわけです。

それと、予算委員会するときも申し上げたんですけど、地籍調査のこの予算が1,500万ほど昨年度よりも少ないんです。そういうことからすれば、それであって地籍調査の事業というのは、あと、これから先50年かかるということですね。もっと規模をふやさなければならぬのに、少なくなっているということ自身にも、少し疑問を感じるわけです。

そこら辺を含めた中で、やはり取り組みをしていただきたいというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

地籍調査の必要性や効果は十分承知しております。その中で、白浜地域については平成8年度に、日置川地域については平成11年度に着手をしております。日置川地域の実施箇所はいずれも近畿自動車道、白浜からすさみ間の地籍調査事業の未整備地域であります。関連事業実施地域も含め、事業推進をしてきましたが、第6次十箇年計画では、近年の地震に伴

う津波被害に対応するため、海岸部の早期改良完了を目指した計画で進めております。

一方、山間部の調査も計画にありまして、日置川地域の久木地区の一部については、県道久木庄川線、県道、白浜のこの庄川線の計画もあり、調査を1年前倒しして、平成25年度中の登記完了となっております。地籍調査については、町長の意気込みであるということも今、ご指摘いただきましたように、やはり、予算が減額となっておりますけれども、やはり、この厳しい中では、この地籍調査というのを必要に応じて、これはやっていかないといけないというふうには考えてございます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

今、地籍調査の必要性ということをお持ちいただいたものですから、やっぱり今の県道日置川大塔線については、十二分に必要性ということを感じていただいている話の中で、イレギュラー的にでも、そっちの部分をしていただけるものではないかなと、少し思っているところなんですけど。

さっきも申しましたし、今、町長の答弁にもありましたように、久木の地区については、そういうことであつたわけです。やっぱり必要に迫られて、先にしなければならないということなんです。そういうことからして、くどいようなんですけど、ここに前の質問のときに、町長にも見ていただいた地図があるわけです。この地図というのは、平成8年の合併前にこの地区が、今の玉伝から市鹿野にかけてのある程度の計画図面であるわけです。この図面では、地権者についてということもさることながら、少しの地番界的なものもやっぱりある程度、用地にかかっていたものですから、入っているわけです。

ここの地域については、森林専用図等がありまして、用地の所有者云々ということ調べるに当たっては、森林計画そのものがあるものですから、割と容易に調べることができる地域でもあるわけです。

そういうことを考えた場合にやったら、予算的にそれほど大層に要する話でもない話ですし、イレギュラーにしたって、イレギュラーの形でここの地域について、そういう地籍調査を組み入れるというのですか、行うにしても、それほど時間的にも経費的にもかかるところではないのではないかと、憶測するところでもあります。

そういったことから考えて、10年後の先に延ばすということじゃなしに、やっぱり先ほど申しましたように、過疎計画であったり、合併協議会の中で、そういうことをうたわれている話ですし、地権者のことがありますけど、地権者についても、今、そういう3年の間にでも、これからかかっても3年の間にそういう話を進めていけることにもなるでしょうし。いま一度、この日置川大塔線について取り組んでいただけることを、お願いするというのではなしに、要望すると申しますか、取り組んでいただきたいということで答弁いただいて、この質問を終わりたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ご質問の日置川大塔線の特により一部、玉伝から市鹿野、この路線につきましては、地籍調査は計画では非常に先の話で、平成65年以降の予定となっておりますけれども、しかしなが

ら、今後の状況や社会情勢等によりまして、やはり今、ご指摘のようにイレギュラーでも、前倒ししてでも実施するというふうなことも考えられます。それにつきましては、町としましても、鋭意取り組んでまいりたいと思いますので、もう少し時間をかけながら、地元と調整しながら、頑張って実施していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長

それでは、以上で県道日置川大塔線についての質問は終わりました。

続いて、旧空港跡地の活用についての質問を許可いたします。

12番 三倉君（登壇）

○12 番

通告の順番を少し変えてお願いしたものであります。

旧空港跡地の活用について質問いたします。

この件については、歴代の町長さんを初め、先輩の議員さんの方々や同僚議員の方々など多くの方々が、長年にわたり町の活性化のために、町の発展を願い、思案を巡らし、具体的な案件なども提案され、議論もされてまいりましたが、いまだ旧空港跡地の利活用案については、決定されていない状況であります。また、町長も町活性化協議会という中で、意見を求めているというところであり、この問題に取り組まれているところでもあります。

そんな中で、4月9日の全員協議会において、活性化協議会の中間とりまとめというような報告をいただきました。旧空港跡地については、リゾート型のショッピングモールの誘致や全国規模、もしくは近畿ブロック規模を見据えたコンベンション施設の設置、それから、観光産業施設の誘致、4つ目として温泉療法や24時間対応の小児医療等の設備の整った医療施設の建設といったようなこと案件が、活性化協議委員会のほうからあったというような形でもありました。

我が町は、観光を主産業とする町でありますから、リゾート型のショッピングモールであったり、コンベンション施設であったり、産業観光施設の誘致といった、来町していただくための大変よい手段を兼ね備えたものであるというように考えるわけでありませけれども、集客に係る人口背景を考えたときに、果たしてこういうことをした場合に、企業がそういうことに乗ってくるのかということ、少し疑問に感じるものであります。

そんな中で、以前、同僚議員の中で、三重県のなばなの里の話をされていました。それで、そこは集客に係る人口背景の話であったと、私はとらまえたわけでありませ。我が町周辺の人口に比べ、桑名市にある観光施設、なばなの里に至っては、桑名市の人口そのものが14万2,000人。四日市に隣接していて、四日市の人口が30万人。鈴鹿まで20キロと少しあるわけでありませけれども、人口が20万人。それから、東に10キロほどで名古屋市に届くというところでありませ。

名古屋市はご存じのように、226万人ほどの人口があるというように伺っているわけでありませが、こういった状況の中で大型施設をすれば、結局、集客については難なくできるというように思ったりするわけでありませ。

大型観光施設を誘致する話の中で、国全体が人口減少であり、また、少子化のあるような状況の中で、そういった誘致するものというのが、大変難しいのではないかとこのように思うわけでありませ。旧空港跡地についての施設云々についてのことでありませけれども、ま

た、そういったようなことを考えたときに、私は旧空港跡地の誘致に、自衛隊の基地を誘致してはどうかというように思うわけであります。

近く起こり得るであろう南海・東南海地震、それと、地震によって起こる津波、津波にあっても広範囲に及んで被害を発生するわけですし、3.11の東日本大震災において、初期の救助・救援活動にあっては、空からの援助が大変大きかったというように伺っているわけであります。自衛隊の方々による援助・救援活動には、当時、頭の下がる思いをしたものがあります。

東北の震災にあって、空の玄関口、仙台空港は津波による被害で閉鎖され、自衛隊松島基地も被害に遭い、基地に待機していたヘリや航空機も合わせて被害に遭ったというように聞いているところであります。

このように、実際に起こり得た状況下の中で、また、近く起こり得るであろう、南海・東南海地震による津波の範囲は、関東より西の太平洋側から四国を過ぎ、九州に及ぶ範囲というところであります。この地理的背景の中で、我が白浜町はほぼ中央に位置します。そんな範囲において飛行場があるわけです。今の静岡から九州までの間に、幾つかの飛行場があるわけですが、その飛行場につきましては、静岡、名古屋、中部国際、関空、神戸、徳島、高知、松山というようにあるわけですが、いずれも埋め立てでつくっているというところが多くございまして、中部国際にあっては、伊勢湾の埋め立てでありますし、関空についても大阪湾の埋め立てでありますし、神戸空港についてもそういう形であります。だから、そういうことであるものですから、海拔が至って低いということから、空からの救援活動する上において、すごく危なっかしいというのですか、リスクを伴う話の中の今後、基地にするような場合、リスクがあろうかと思うわけであります。

そういった中で、ご承知のように、我が白浜町の白浜空港は高台にあって、津波などびくともしないような状況にあるわけです。だから、そういうことを考えて、県のほうも空港跡地の県有地については、一部、災害拠点センターにするというようなことを思っている、そういうところを考えているというところは、そうでありますけど。

そういった中で、自衛隊の基地誘致において、安心感を持つことができ、また、土地の利活用もでき、基地を誘致することによって、隊員の方が駐屯し、勤務していただけるということになるものですから、人口誘致にも一役買ってくれるのではなかろうかというように思うのでありますけれども、そういったことも含めた中で、どのようにお考えなのかなというように思うものですから、ご答弁をいただけたらと思います。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

ただいま、議員から旧空港跡地の活用についてのご質問をいただきました。このことにつきましては、現在も白浜町活性化協議会の中で、旧空港跡地の利活用についてということで、テーマをお示しし、そしてまた今、取り組んでいただいております。

まだ結論には至っておりませんが、方向性というのが今、一部出てきております。その中で、さまざまな考え方があろうかと思っております。私自身もこのことについては、やはり県との協議ももちろん含め、白浜町の皆様方の町民のご意見も幅広く聞きながら、今現在、いろいろと試行錯誤といたしますか、模索をしているところでございます。

私も災害拠点といえますか、防災拠点としての位置づけは必要であろうというふうに考えております。そしてまた、すみ分けもできるのではないかとというふうに考えてございます。一昨年台風12号の水害のときにも、あそこの旧空港跡地の自衛隊の活動等で非常に寄与をいただいて、貢献をしていただいたという実績もございます。

議員ご提言の自衛隊の基地、あるいは駐屯地ということになろうかと思えますけれども、それにつきましては、防衛省の中期防衛力整備計画の中で整備等が計画されるものと思えます。現在、公表されています中期防衛力整備計画、平成23年度から27年度についてのものでございますが、この計画の中では、当地域、すなわち白浜地域に、白浜町における基地・駐屯地の整備は計画されていないというふうに認識はしております。

議員ご提言のように、自衛隊の基地を誘致することに対するメリットとしましては、大規模災害を想定した危機管理や人口増加による税収の増加等があると思えます。しかしながら、今現在、どうかということになりますと、やはり、騒音問題ですとか、あるいは住民感情ですとか、そういったさまざまな課題・問題もあると思えますので、この件につきましては、旧空港跡地の活用法の1つの案として受けとめさせていただきます。旧空港跡地の利活用についての考え方はさまざまございますので、今後、ショッピングモール、あるいはコンベンション、あるいは先ほど、例としまして、なばなの里のお話もございました。私ももちろん、なばなの里、何回も行っておりますけれども、やはり周辺の地域の人口等、かなり条件が違いますので、なかなか白浜でなばなの里みたいな、そういった植物園というのは難しいのかなとは思ったりはするんですけれども、しかし、そういうのも1つの視野に入れて、今後、考え方の中で、皆さんと一緒に白浜町にとってベストなものは何かと、この白浜旧空港跡地の活用について、何と何が必要なのかと。

例えば、私は防災拠点としての機能は持ちながら、違う、また先ほどの商業的なビジネスの企業誘致、あるいは雇用の促進が図れれば一番いいのかなとは思ったりはしますけれども、やはり、これは県のほうの意向もあると思えますので、何度も申し上げますけれども、今後、利活用について慎重に、より迅速に対応してまいりたいというふうに思っております。旧空港跡地の活用についての考え方につきましては、総務課長より、答弁させていただきます。

○議長

番外 総務課長 大谷君

○番外（総務課長）

旧空港跡地につきましては、現在、当地域における県の第2広域防災拠点として、有事の際には、紀南地域全体の防災拠点として重要な役割を担う和歌山県広域防災拠点施設に指定されてございます。

それと、議員ご承知のとおり、一昨年9月に当地方を襲った台風12号の際にも、自衛隊の応援要請のベースキャンプやヘリポートとして活用され、災害医療活動の支援機能拠点としての、その役割を果たしてきたところでございます。

また、夏場の観光シーズン時には、臨時駐車場として利用してございます。白良浜周辺の駐車場不足の解消及び渋滞緩和策の一役を担っているところでもございます。

このような活動以外にも、暫定的な利用として、各種団体のイベントや先ほどもお話がありましたように、自衛隊の訓練等が年間を通して行われているところでございます。

また、平成27年度開通を目指して進められております近畿自動車道紀勢線の南伸、白浜

インターチェンジ、仮称でございますけれども、開設及び白浜温泉街と結ぶ県道の開設等、当町における交通アクセス、来客者の移動形態等が変化することから、こうした将来を見据えた利活用構想の検討が、必要になってくるものと考えているところでございます。

このようなことから、先ほど町長も答弁させていただきましたけれども、昨年11月に設置をいたしました白浜町活性化協議会においても、旧空港跡地の利活用について検討をしているところでございます。今後は、協議会からの提案を受け、その提案について庁内で精査した上で、町議会の皆様、地域住民の関係団体のご意見を伺いながら、また、県の所有が6割というところでございますので、県とも連携を図り、白浜町はもとより紀南地域全体の発展及び活性化につながる利活用を白浜町の構想として、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

冒頭、申しあげましたように、歴代の町長さんを初め、皆さん方が四苦八苦する中の利活用を考えているというようなことの中から、1案、提言申し上げたというところであります。そんな中で、余りよい返事をいただけなかったんですけど、係のほうからは。ただ、町長は1つの案として考えていくべき問題だという、かすかな望みのような形をいただいたような気もするわけではありますが、議長、すみません、ちょっとその位置関係的なものを、余り、後退的な答弁であるんですけども、私が先ほど質問した話の中で、位置関係的なものについての拠点的なものについての認識をお願いしたいというようなことから、地図をちょっと配付したいんですけど、町長と議長のほうに。

○議 長

どうぞ。

12番 三倉君（登壇）

○12 番

（地図配付）

今、ご覧いただいている地図は、西日本のほうであります。真ん中に紀伊半島が突き出して、青く塗っているのが白浜空港であります。右のほうにあるのが、静岡空港で、伊勢湾のところというのが中部国際であります。徳島空港、高知空港、松山空港と丸をつけているわけではありますが、先ほど、私が申し上げたように、いずれも海拔が低いというようなことの中で、こういったような空港のある中で、緊急時にはうってつけの場所が白浜空港であるというようなことを申し上げているというところであります。

それと、県下に自衛隊に係る施設というのは、和歌山市とそれから、日高郡美浜、それから、日高郡の由良、それと串本にあるわけです。それで、先ほど、町長の答弁の中では、今の防衛省の計画の中に入っていないということですけども、入っていたら、別にこちらのほうが誘致運動することはないわけでありまして、入ってない話の中で、そういうご一考いただければというようなつもりで、こういう提案を申し上げたというところではあります。

それでちなみに、駐屯している人口というのですか、隊員というのですか、その人数と申しますか、規模なんですけれども、和歌山で大体30名から35名。美浜で120名から130名。それから、由良の基地では、これは25名と、潜水艦の寄港基地というような形の

ものですから、これぐらいの人員で足りるということだそうであります。串本の無線基地では150名から160名の隊員、自衛隊員の方が駐屯し勤務されているということです。

だから、我々、白浜町に誘致して、そうなった場合に、どれぐらいの規模かわかりませんが、やはりこれだけ若い方が、やっぱり当町に住んでいただけるということが、かなり大きいのではないかなというふうに思ったりするものですから、参考までに申し上げます。そういったことで、活性化の中の白浜空港跡地についての利用につきまして、1つに入れていただく中で、考えられたらいいんじゃないかなというように思って、私はこの質問について、終わりたいと思います。

○議 長

以上で、旧空港跡地についての質問は終わりました。

続いて、保呂清掃センターの契約についての質問を許可いたします。

12番 三倉君（登壇）

○12 番

保呂清掃センターの契約についてという形で通告しております。この契約については、契約更新した平成22年9月30日の契約の内容について、少しお伺いしたいことがありまして、通告させていただきました。

そこで、まず最初に、清掃センターの所在地につきましては、白浜町保呂749番地となっているのでありますけれども、施設の地番はほかにも何筆かあると思うのでありますけれども、その分については、何筆ぐらいからこのセンターが成っているのかということについて、まずお聞きしたいなと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

清掃センターの敷地の筆数ということでございますけれども、斎場用地等を除いた道路用地を含むごみ処理施設用地、それから、多目的広場用地には現在、13筆の土地が介在してございます。ごみ処理施設の用地の部分といたしましては、5筆となっております。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

そしたら、全体の面積的に、そのセンターの面積としたら、全体的にはどれぐらいになりますか。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

斎場用地部分を除きまして、全体面積は3万7,908平米でございます。ごみ処理施設用地区域の面積につきましては、1万3,028平方メートルでございます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

その中で建物の占有地というのですか、宅地については何番地で何平米ぐらいありますか。

○議 長
番外 生活環境課長 坂本君

○番外 (生活環境課長)

建物といいますか、清掃センターの敷地の面積につきましては、8,443平方メートルでございます。

○議 長
12番 三倉君 (登壇)

○12番

これは、そしたら、今の8,443平米というのは、建物の占有している部分というんですけれども、結局、建物がかかっているということに解釈すればよろしいわけですね。

○議 長
番外 生活環境課長 坂本君

○番外 (生活環境課長)

清掃センターのいわゆるこの平地の部分の面積でございます。

○議 長
12番 三倉君 (登壇)

○12番

それから、サッカーするんだと、子ども用のちょっとサッカー規模が小さいんですけどもというところがあったと思うんです。そのサッカーのできる施設の面積というのは、どれぐらいになりますか。

○議 長
番外 生活環境課長 坂本君

○番外 (生活環境課長)

現在、サッカーをしております多目的広場の面積は約1万1,000平方メートルでございます。

○議 長
12番 三倉君 (登壇)

○12番

この施設において、衛生施設用地、9,133平米を借地して年間357万を使用料として支払いしているわけですね。その使用料についてですけれども、この金額については、以前は350万だったのが諸般の事情から357万になったと、その時代なり、その社会経済背景を見る中でということになっているわけでありましてけれども、当初、決めたときのこの使用料の算定については、結局どのような基準で決めたのかということについて、ちょっとお尋ねしたいんです。

○議 長
番外 生活環境課長 坂本君

○番外 (生活環境課長)

当初につきましては、鑑定評価を参考にしまして、地元区と町とで協議・交渉をいたしまして決定されたものでございます。議員もおっしゃられましたように、当初は年350万円の賃借料としておりましたけれども、平成11年度に年額を2%アップして357万円に改

定してございます。これにつきましては契約書に基づきまして、経済情勢の変動、いわゆる消費者物価指数の上昇を考慮して改定したものでございます。

なお、賃借料につきましては、契約当時、町と保呂区で協議・交渉の上で決定した適正な価格であるとともに、新南紀白浜空港対策特別委員会を初め、当時の白浜町議会で審議・了承されたものでございます。また、毎年度の執行におきましても、当初予算審議の中で説明をいたしまして、議決をいただいているところでございます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

ということは、その当初の金額については、9, 133.49平米で350万という格好で決めたというように解釈したらよろしいわけですか。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

そうです。坪単価で約1, 270円ということで決定されたものでございます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

ということは、今、課長おっしゃったんですけど、坪単価という価格の中で決めたというように解釈したらいいわけですね、くどいようですけど。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

割り戻したら坪単価ということになるんですけども、やはり、当時のその鑑定評価を参考にしまして、地元と交渉した結果、決まったものでございます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

そしたら、それで、平成5年7月30日付の保呂とのその土地の賃貸契約書の面積が、9, 133.49平米あると。別紙のとおりということになっているんですけども、通告しているんですけど、この図面について、ちょっと見せてもらうというわけにはいきませんか。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

後ほどお見せしたいと思います。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

それで、今、見せてもろたらということにもなるんですけど、平成22年9月30日付の変更契約書の内容については、原契約の3条の内容のみとなっているわけです。それで、他

の内容についての変更はなかったのかということについてです。

予算書の中から、保呂区が所有する白浜町保呂字入谷685番1、及び693番3のうち、9, 133. 49平米を借地すると。そういうことの中で、先ほどから申しますように、357万の支払いを予算計上していたということであると思うんですけども、この地番、685の1という地番なんですけれども、この地番はセンター地区内に存在しないように私は思うんですけども、その辺、どうでしょうか。

それと、法務局で閲覧すれば、693の3の土地というのは現在、登記簿にないんです。そのことについてどうなのかということについてと、一問一答なんですけれども、所在地のない地番で契約が更新されているように思うわけです。そんな場合はどうなのでしょうということについて、お答えいただきたいと思うんです。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

まず、平成22年9月30日の変更契約につきましては、賃貸借契約の期間を変更するものでありまして、その他の変更はございません。

それから、この先ほどの地番につきましては、字入谷の685番地の1、それから693番地の3のこの2筆といいますのは、当初の開発、造成をする前の地番で契約をしてございます。それで、地籍調査がありまして、平成18年度に地籍調査がありまして、現在は5筆の地番から成っております。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

だから、その5筆の地番から成っているということですから。その契約の更新したとき地番というのと、ない地番でもって契約を更新しているということになるんじゃないのかということです。

そういう場合には、その地番についてのその契約そのものは有効であるのかどうかということが、ちょっと私はわからんものですから。ない地番で契約しているわけですね。そやのに、5筆になっているというんだったら、なっている話の中で、今の2筆の地番だけで契約の更新がされているということは、契約の内容はその期間の延長だけじゃなしに、そういった内容についても変わるのじゃないのかということについて、お尋ねしているわけです。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

まず、この契約につきましては、当初、平成5年の当時に、平成5年7月に当初の契約をしていまして、それはまだ造成する前の地番で、その2筆の地番で契約をしておりますので、それを引き続き更新しているということで、問題はないと思うんですけども、有効やと思うんですけども、今現在は地籍調査は終わっていますので、現在、実際の地番で変更をするのが本来ではあるかと思えますけれども、それについては1度、その契約が変更することが必要なのかも含めて、1回検討させていただきます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

それは今、担当課長は当時の担当でなかったからということにもなるんですけども、今担当だから答弁をいただかなかつたら仕方ないと思うんですけど。平成5年のときには、そのときはそのときで契約だから、それでいいと思うんです。でも、契約更新した時点ではその地番はないわけです。

課長、おっしゃったように、結局、18年の地籍によって変わっているわけです。変わっているんであつたら、その変わった地番をもって、なぜ契約の更新の際にそれに臨まなかつたのかということをお願いしているわけです。それで、ない地番で契約をして、その図面、僕、見せてもらわないと、どこら辺というのがわからないんですけど、だから、それからしたら今、図面を見せていただきたいんですけど。

だから、そういうことからすれば、ない地番で契約して、それが有効なのかどうかということも、ちょっと私はわからんものですから、どうなのかということをお願いしているわけです。その当初にあった、だから、今現状はこの地番というのは、記載されている地番というのは、要は保呂のセンターの中にある地番と、使用されていない地番でもって契約してあるわけですね。当初はあつたからいいでしょう。でも、先般の平成22年9月30日の時点では、その地番はないんです。

いま1つは、685の1という地番はあるんですけど、この地番は、保呂地区のセンターの中にある地番なんです。そのない地番でもって契約を更新しているということは、どうなんでしょうということをお願いしているわけです。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

地籍調査によって地番が変わっているわけですけども、土地の履歴等を調べれば、もちろん、前の地番がどこから出てきているというのはわかると思いますし、当然、その当初の契約から更新できているので、有効だと考えます。

それで、今後のそういう契約について、変更のときに今の現地地番で契約するというのを、する必要があるかも含めて、一度検討させていただきます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

検討する、せめて、結局ない地番でしているんだから、すべきものじゃないんですか。それと、その契約更新の内容については、有効なのか無効なのかということ、私はわからんものです。引き続いてきているということだから、有効としましょうか。しても、全然違うところの地番の中で契約更新しているわけですから。だから、その時点で平成18年に地籍調査したわけでしょう。それで、平成18年に地籍調査してあつて地番が違うわけでしょう。違う地番なのに、平成22年に違う地番でもって契約の更新をしているんでしょ。だから、それはおかしいんじゃないのかと言っているわけですよ。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番外（生活環境課長）

議員さんのおっしゃることもよく理解できます。ですので、一度、そういう変更契約をしなくてはいけないのかも含めて、顧問弁護士あたりとも一遍相談しまして、検討させていただきます。

○議長

12番 三倉君（登壇）

○12番

しなくてはいけないのかどうかって、しないとこんなもの、契約そのものが全然違う契約になるのじゃないかなということ強く言っているわけです。だから、その辺については、あと、まあまあ、調べるということであるんだから、とにかく引き下がるんじゃないですけど、次の質問します。

それで、地番についてなんです。地番について、私の調べた話の中では、そのセンターの中で、保呂区が所有している所有地の地番というのは、685の9というのと、685の10の2筆しかないように思うんですけども、その点どうですか。

○議長

番外 生活環境課長 坂本君

○番外（生活環境課長）

すみません、現況から言いますと、685の9、これは宅地の部分で、平地の部分で全筆でございます。それから、先ほど5筆と言っていましたけれども、685の10、これは道路の部分でございます。それから、685の1、それから8、11というのは、これはのり面の下の山林部分と、公衆用道路の一部ということになってございます。

○議長

12番 三倉君（登壇）

○12番

その685の11というのは、今、のり面と言ったんですか。その分も契約の面積に含まれているわけですか。

○議長

番外 生活環境課長 坂本君

○番外（生活環境課長）

道路の下にある一部山林部分と、それから、そこに公衆用道路も一部含まれてございます。

○議長

12番 三倉君（登壇）

○12番

私が調べた中で、保呂の全体の図面、こうあるんですけど、これ、黄色く塗っているのは町有地なんです。ここにあるピンクが保呂区の地番なんです。この赤いのが契約に出ている地番なんです。赤い契約に出ている地番というのは、施設の外にあるんです。このだいで塗っているのは、先ほどから課長がおっしゃっている保呂区の所有地の道路なんです。

だから、私の調べたところによれば、結局、保呂区の清掃センター内の中では、保呂区の所有地というのは、この2筆しかないんですよ。だから、それ、685の11ののり面とい

うのがどこにあるのか、ちょっと私にはとらまえきれんのですけれども。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

この今、言われていました図面の下側になると思うんですけれども、清掃センターの敷地の中、それから、その道路部分とのり面部分、その下に山林があるんですけれども、その一部山林も含まれているということでございます。

○議 長

1 2 番 三倉君（登壇）

○1 2 番

私が調べているのは独断_____ですから、先ほど申しましたように図面を見せていただけたら、もう少しわかる話であるわけですが。【第2回定例会会議録(第3号)P.2 関連記載】

私が思うのには、保呂の清掃センター内の中の話からしている話の中で、今言われているような場所については、余りそう関係のなさそうなように、場所に思われるわけです。それで、一部ということで、のり面の一部というようなことであるわけでありまして、地番についてそういうような問題が、自分としたら疑問が出ているというところでもあります。

その中で、結局、先ほどの350万の話なんですけれども、契約後に、そのときの契約はそれでいいにしても、当初の契約ですね。先般の22年の契約では状況が変わっているわけです。変わった中で年限のというのですか、期間の変更だけして、あと、中についての契約の変更というの、全然なされていないわけです。私が調べる話の中では、9,133.49平米、果たして、要するに、借地の面積があるのかということが疑問なんです。

今、先ほどおっしゃっていたように、685の9番と685の10番の土地と。それから685の1と685の11ののり面というのですか、それ全部足して、それだけの面積があるんですかということです。それは先ほどの図面を見せてもろたら、私のほうもある程度照合してできるんですけれども、図面がないものですから、あやふやな問題の提言しかできないのがまことに残念なんですけど。

ただ、ほんまに、今の話からしたら、685の9という土地は宅地ですね、今、建物が立っているところ。それは3,026.45平米なんです。道路そのものの10ですか、それが1,733平米ほどなんです。それで、道路であるのに、また反対に、それが道路であるのに使用料を払っているのかと、借地料を払って契約更新したのかということなんです。当初はそれでいい話でしょう、契約途中ですから、どんな格好に変わるかわからんものですから。でも、その後においては、こういう形になるについてはどうなのかということについて、お尋ねしているわけですが、いかがですか。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

面積については、今、言われる2筆についてはそのとおりでございます。そのほかに、そののり面の下に、先ほどから言っておりますように、山林部分と一部の公衆用道路として残っておる部分が4,374平米ほどあります。それについては、当然、その工事の関係で、今現在はのり面と山林となっておりますけれども、当時からその工事の部分で、やっぱり必要

な部分があったということで、お借りをしたということになっていると思います。それが今も続いているということでございます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

そうしたら、面積的に私は疑問を思う中で、結局、図面を後で見せていただきたいと。図面を見せていただいた中で、もし不審な点があれば質問させていただくような格好にするとして。

ただ、その中で、685の10番という土地です。これ、685の10番というのは道路ですね。道路であって、結局、全体的というのですか、工事前は道路であるか何かわからない話の中で、借地として利用されていたんでしょうけれども、工事がこういう形になったら、道路として保呂の区で名前が残っているということですね。残っているというか、保呂の所有物なんですね。

この道路について、結局、使用料、そしたら払っているということになるわけですね。道路について払っているということになれば、結局、これは何なといたら、園内道路じゃなしに町道敷なんです。町道認定されている土地なんです。町道認定されているような土地を、結局、実効的にそうであるのに使用料を払っているということに、いささか疑問を感じるんですけど、いかがですか。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

685の10というのは、議員さん、おっしゃるように公衆用道路となっております。この土地につきましても、当時は山ということで2筆から成って、今現在は地籍が終わって、その部分は公衆用道路になっているわけですが、町としては清掃センターの土地として必要ということで、区からお借りをしているということでご理解をいただきたいと思えます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

利用しているのはわかるわけですよ、それは。ただ、その借地を受けているのは、当初は全体の中でしているから、計画のない中でどれだけお借りして、どれだけしていくというので、工事やからするという事はわかるんですよ。でも、その後において、利用とかずつと変わってきているわけです。変わってきている話の中で、道路敷をですよ、それが園内道路であれば別に問題ない、園内道路に違いないんですけど、その道路は町道敷なんです。町道敷に使用料を払っているのかということについて、いささか疑問を感じるんですけど、どうですかということをお願いしているわけです。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

ここのこの道路敷につきましては、この土地、現在は町道敷というふうになっていますけ

れども、この土地を通らないといけないということで、当初から進入道となっている部分、当初じゃなくて、今は進入路として公衆用道路という地目になっておりますけれども、この土地がなければ通行できないということで、そういったことから土地を借りているということでございます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

時間もないんですけれども、今の話については、私は納得できないんです。だから、計画の更新時に、やっぱりそういうことを精査するというのかな、そういうことをして、契約を更新すべきものではなかったのかということをお願いしているわけです。

こういう形で、だから、申し上げているように、当初の平成5年ですか、平成5年の契約のときには、まだ場所には何もないものですから、だから、その大まかというたら悪いんですけど、別紙図面によって、それだけ9, 133.45ですか何かの平米数を借りたという形の契約で、そのまま来ているわけでしょう。15年たって、22年の契約更新の際には、期間の延長だけでそういう中身の細部的なことは何もされていないわけでしょう。そのことを私、言っているわけです。

9, 133平米、実際、果たしてあるのかと。それで、その9, 133平米で350万のお金で最初の契約したと。それから、諸般の事情で上がった。それは上がったら上がったで仕方ない話です。私どもとすれば、もっとまけてもらいたいものにならなったりはしますが。そういう話の中で、今のその使用している面積についてもあいまいでしょう。その辺を言っているわけです。たまたま担当課長は今、そういうことが出てきた話の中で、経緯の中から今そういうことで、答弁いただかな仕方ないような立場なんですけど、そのあたりは、やっぱり契約し直している話について、いま一度精査すべきでないのかということで、この質問を終わります。それでまた後、図面をいただいているものから、図面をいただいた後の中で、また疑問点なりわからんところがあれば、またこういう機会ですべてもらおうか、また、委員会ですべてもらおうか、そういう格好でとりたいと思います。

以上です。

○議 長

以上をもって、三倉君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 10 時 57 分 再開 11 時 04 分）

○議 長

再開いたします。

3番 丸本君の一般質問を許可いたします。丸本君の質問は一問一答形式です。

それでは、職員の給与、時間外手当等についての質問を許可いたします。

3番 丸本君（登壇）

○3 番

それでは、議長のお許しいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。この6月議会は、職員の給与、時間外手当、（残業代）等について、質問を行います。

昨年11月16日に、衆議院解散が行われました。その解散当日の11月16日に参議

院で、国家公務員の退職手当を引き下げる国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が可決成立しております。退職手当を13年1月1日から段階的に引き下げるものです。昨年11月26日、総務省は地方自治体に対して同様の措置をとるよう通知をし、幾つかの都道府県がこれに応じ、退職手当引き下げ条例を12月議会で成立されました。和歌山においては、2月議会で成立したと聞いております。これらの都道府県の中では、施行日を年度途中としたため、3月の定年退職を待たずに、多くの教職員が退職することが明らかになり、新聞等のマスコミが退職金が減額になる前に、退職することが責任放棄であるかのような報道があったかと思えます。

そもそも、条例の施行日を年度途中にしたため、このような事態になったのであり、施行日を4月1日にすれば、退職金減額前の駆け込み退職のようなことは起こらなかったのではないかと思います。昨年の総選挙での自民党の公約では、公務員総人件費を国・地方合わせて2兆円削減することを掲げております。13年度に限り7月から年度末までの9カ月間の間、国と同様に平均7.8%の削減を地方に強制するものです。既にその分の地方交付税が削減されておると聞いております。

近隣の自治体では、削減の議案が上程されている自治体があると聞きますが、当白浜町では、今議会では上程されておられません。地方公務員の賃金・労働条件は労使の交渉を経て、議会の議決により決定されてきたものと思います。国がデフレからの脱却を目指しているときに、公務員の人件費の削減を地方に押しつけるのは、矛盾のきわみであると思いますが、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、丸本議員から公務員の人件費の削減を地方に押しつけるのは、矛盾のきわみではないかというふうなご質問をいただきました。東日本大震災を契機といたしまして、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっていることなどから、地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成25年度地方公務員給与については、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、地方団体において、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるようとの要請があったものであります。

今回の地方公務員の給与削減の要請は、単に地方公務員の給与の高さや国の財政状況の厳しさから行うものではなく、日本の再生に向けて国と地方が一丸となって、あらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応策として行うもので、消費税増税について国民の理解を得るために、公務員が先頭に立って、行政改革に取り組む姿勢を示すことが重要であるとの考えから、平成25年度に限り緊急に要請があったものと認識してございます。

以上です。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

ちょっと、私が原稿お渡ししている答弁の内容、この場で聞くの、聞いて、ちょっと理解できんところがあったんですけども、25年度に限り、これはちょっと、まだ決まって

いないと思いますけれども、そういうふうにちょっと言っときます。

総務省のホームページに、「地方交付税は地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも、一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方固有の財源である」となっていると思います。そして、地方交付税法では、第3条の2において、国は交付税の交付に当たっては、地方自治体の本旨を尊重し、条件をつけ、またはその用途を制限してはならないとなっておりますと思いますけれども、今回の交付税削減をするというやり方は、この法の趣旨からして逸脱していると思いますが、いかがでしょうか。地方交付税について、いわゆる給与削減制度、それで、交付税を減らすと、単純にいうたら、こういう形になると思うんですけれども、これは法の趣旨から言うて、ちょっと間違っている、逸脱しているんじゃないかと。これ、地方交付税の、地方固有の財源やて、こう書いてあるんですけど、町長、いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

交付税削減をするというやり方は法の趣旨から見て、逸脱しているのではないかというご指摘でございますけれども、普通交付税につきましては、これは地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるように、財源を保障するためのものであります。地方の固有財源であること、また、交付に当たっては地方団体の自主性を損なわずに、その財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することにあることから、条件づけや用途を制限されていないことは言うまでもありません。

議員もご承知のように、個々の地方公共団体の普通交付税の額は、人口や面積など共通の尺度をもとに算出した各団体の標準的な基準財政需要額から、標準的な税収見込み額である基準財政収入額を除いた額をもとに決定されることとなっております。今回の地方公務員給与費に係る基準財政需要額の算定に当たりましては、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施されることが、普通交付税算定上の地方公務員給与費に関する標準的な需要額と考えられており、このことに伴い、関係費目の改正が予定されているところであります。

法に対するコメントは控えさせていただきますが、今回の普通交付税の算定に関しましては、例年なされている制度に沿った算定がなされるものと認識しているところでございます。

○議 長

3番 丸本君(登壇)

○3 番

この国家公務員の給与削減に追随して、地方公務員の給料を削減しなさい。こういう要請というのですか、強制が来とる。それに伴って交付税カット、これがついとるということですけれども、これは町長、法の趣旨から言うて、答弁は控えるというご答弁でしたけど、これが交付税の趣旨から言うて、地方固有の財源であると言うてある。下げなんだから、下げても下げんでも交付税カットするでと。このことについて、どう思いますかと。答えられなんだからよろしいわ。

何点かにわたって確認したいと思いますけれども、国からは7月からの実施を、給料カット、削減を迫られていると思いますけれども、本俸だけが下がるのか、また、一時金そして、各種手当はどうなるのか、これは下がるのか。そして、一問一答ですけど、今年度分は平均幾ら下がるんな。職員さん1人平均の値ってあるでしょう。40歳前後だと思いますけど、平均の年齢、そのあたりで幾ら下がるんなという。これはちゃんと原稿で渡しておりますから、教えてください。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外(町長)

議員ご指摘のとおり、国からは組合からの交渉や条例改正などの準備期間を踏まえて、7月から、この来月7月から実施するよう要請されているところではあります。現在は、周辺市町の状況も踏まえ、また通告で後にご質問いただく職員の動員への協力や定員適正化計画に基づく職員削減、行政改革による手当の削減、加えて地方分権に基づく事務事業の移管による事務量の増加など、さまざまな職員への負担増なども踏まえて、国の要請のすべてに応じる考えはございませんが、一定の減額措置を講じることは必要であると思っております。国の方針について、各自治体のほうで判断をされるべきだと思いますけれども、一定の協力といえますか、そういったものは必要であるかというふうに私は考えております。

その中で、現在、職員組合に申し入れをし、検討をいただいているところであります。労使交渉を尊重しながら鋭意協議を行い、ご理解を得たいと思っております。

ただいま、議員から具体的な内容につきまして、ご質問をいただいたところでございますが、その本俸だけが下がるのか、あるいは各種手当はどうなるのか、今年度分は平均幾らぐらい下がるのかということでございますけど、試算はもちろんしてございますけれども、今後まだ協議が調っておりませんので、具体的な金額等については答弁を控えさせていただきますけれども、私といたしましては、今週からまた来週にかけても職員組合との協議が予定されております。そういう協議の尊重を、協議を尊重してまいりたいというふうに考えてございます。一定の考えがまとまりまして協議が調い次第、直ちに議員の皆様にご報告を申し上げ、条例改正を行いたく考えてございますので、どうかご理解のほど、よろしくお願いたします。

○議 長
3番 丸本君(登壇)

○3 番

そしたら、本俸だけが下がるのか、また一時金も含めて下がるのか。これは本俸だけが下がって一時金が下がるんということはないように思うんですけども。条例を書きかえればまた別ですけども。それで、各種手当はどうなるの。この辺は今まだ、一切答えられへんということか。今年度分は幾ら下がるのか、ということは。そういうのは、職組さんとの話し合いを進めていきやると思いますけれども、全然答えられんということですか。

○議 長
番外 総務課長 大谷君

○番 外(総務課長)

ただいま町長のほうから答弁させていただきましたように、現在、職員組合と協議中でご

ございますので、そういった中で協議が調いましたら、また改めて答弁等をさせていただきたいと思っております。回答させていただくという形になろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

答弁できへんのやったら、それでいたし方ないことと思っておりますけれども、こっちも早くから原稿、渡してあるんやから、できるだけ答弁していただきたいと思っております。

次、また確認、ちょっと。

平成25年度の地方交付税の削減は、これは決定したことと、こういう理解でよろしいんですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

決定しているものと認識してございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

もう1つ確認したいんですけれども、職員さんの給与の削減は今年度に限りで確定しているのか、あるいは来年度もこの削減はあるのか。この辺、どうなんですか。確定しているのは今年度分だけですか。来年度分からは不透明、いわゆる未確定、下がるのか戻るか、この辺、国のほうで確定してるんですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

今回の措置は、平成25年度に限って、緊急に要請をされたものでございます。今後の国・地方の公務員給与のあり方につきましては、地方の参画も得て検討していきたいと考えております。総務大臣の考えがそういったことを示されてございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

ですから、ことしの方は交付税減額、交付税ですよ、給与やなしに。交付税減額やけれども、来年も減額かもとに戻るか、これ、どっちですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

現時点では、そういったところが明確になっていないと考えておりますので、それが明らかになった段階で、町としましても取り組みをさせていただきたいと思っております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

未確定という、こういう認識でよろしいんやな。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

現在、確認をさせていただきますけれども、私、現時点でまだ国からのそうした書類等、手元に届いてございませんので、ちょっと答弁はできないので、申しわけございません。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

答弁できへんことが、物すごい多いですな。次、行きます。

給与削減分の交付税を削減したと思いますけれども、地方交付税の基準財政需要額の給与関係費の単価を切り下げたと思います。公務員の給料を下げて。でも、交付税の給料、ことし分は下がるとするでしょう。そしたら、給料下げても、いわゆる来年度の交付税が、またもとに戻るんかと、この辺どうなんですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

地方交付税における基準財政需要額は経常経費、それから、投資的経費、公債費について算定されます。要因としましては単位費用、測定単位、補正係数等の積によって決まりますけれども、基準財政需要額に算入される行政項目も市町村の事情によって違ってきます。議員ご質問の単位費用に係る積算でございますけれども、単位のうち給与につきましては、平成24年度と25年度を比較しますと、25年度で減少してございます。詳細は職種とか職務により決まっているところがございますが、すべての項目で給与が削減しているところがございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

ちょっとわかりにくいので、理解しにくいんですけども、端的に言うたら、給与は下がる。しかし、交付税は元に戻らんと、減額されたままやと、こういう理解でよろしいんやな。今年度も入れてやで。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

先ほども申し上げましたけれども、未確定の部分がございますので、現時点で回答はできないのが実情でございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

また回答できへんのか。

○議 長
番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

はい。

○議 長
3番 丸本君（登壇）

○3 番

次、通告している中で、自治体の正職員の賃金は、この白浜の職員の賃金は、はまゆう病院や社会福祉協議会の賃金と関係してくるのではないのでしょうか。関係しているのであれば、職員の賃金の引き下げが、地域経済に悪影響を及ぼすことになる危険性があると思いますけれども、町長、いかがでしょうか。この辺について。正職員の賃金が下がるのであれば、いわゆる、はまゆう病院の職員さんや、この社協の職員さん。この辺の賃金に連動してくるのではないんですかと。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今回の減額措置は、あくまでも交付税措置の減額であります。その中で、民間事業者さんとか、あるいは他の法人の方々に対して、影響するものとは考えてございません。しかしながら、一部事務組合の方々には、町の職員の給与が参考となっているところもございますので、そういった方々には一定の減額措置が講じられる可能性もあることはあると、私は思っております。今現在、それが具体的に金額とか、そういった必ずなされるというふうなことは考えておりません。

○議 長
3番 丸本君（登壇）

○3 番

そしたら、はまゆう病院さんとかの職員さんとか、社協の職員さんいわゆる影響が及ぶということやね。及ばんのか。及ばない。

地方交付税は8月に正式に決定されていると思いますけれども、町長は、職員給与はもとより、地域の賃金水準が私は下がるのかなと思っていたんですけど、町長は下がるんというご答弁ありました。私はこの職員の給与が下がるということは、地域経済に非常に影響が及ぶと、そのように思うんですよ。それで、自治体によっては、財源が裕福な東京とか、こういう不交付団体というのですか、交付税の不交付団体においては給料を下げんと、こういう団体も、大阪のほうとか東京のほうでもあったように思うんですけれども、やっぱり職員の給料というのか生活を守るためにも、町長はいわゆる給与削減は行わないと、こういう表明をされるべきではないのかなと私は思うんですけれども。どうですか。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

職員の給与の減額というのは、やはり町の財政にも少なからず直結をしております。町財政にも影響するというふうに考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、地

方交付税の財源が不足しているという状況におきまして、一定の減額に応じる必要性は、自治体・行政としても必要であると考えてございまして、和歌山県内におきましても、各市町村でさまざまな減額についての今、組合職員とのいろいろな協議がなされているというふうにお伺いしております。これは多くの自治体がやはり、それについて一定の基準というか、それはいろいろあると思います。判断はさまざまな自治体で違うというふうに考えてございます。

私ども白浜町としましても職員組合との協議を経て、職員に一定の理解を図っていきたいというふうに考えてございます。1つ言えることは、やはり国の指標でありますラスパイレス指数、これは給与の一定の基準なんですけれども、100というのを1つの基準として、100を超える部分について、例えば一定の100を超えた部分について、給与の減額をお願いできないかというふうなこともあります。その中で対応もさまざまでありまして、各市町、多くの自治体は今、減額を目標に取り組んでおるところでございましてけれども、中にはもちろん、応じないというところもあろうかと思えます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

わかりましたけど、納得してないですよ。ラスパイレス指数、それもちよっと勉強してまたまいります。言うてくるやろうなと思っていたんですけれども。

次に、労働基準法37条についてでございます。観光立町である白浜。海開きや砂まつり、献湯祭、リバーサイドマラソン、海人祭など、イベントがたくさん開かれ、職員さんが来てくれておりますが、イベントに出た場合、休日の出勤手当をつけなく、代休をとって相殺をされておると、このように聞いておりますが、これは事実でありますか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

議員ご指摘のとおり、白浜町は観光立町であり、年間を通して多くのイベントがございまして。町が主催するものや、他団体の主催するもの、また、実行委員会組織等で行うものが大半でございまして、中にはボランティアで参加を呼びかけるものもございまして、多くは職員の動員に割り当てをして協力をいただいているところでございます。

この動員で、割り当てた者は週休日の振りかえは少なく、大半は代休でご協力をいただいているところでございます。手当の支給は行ってございません。

以上です。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

代休をとって相殺されておるということは、これは事実であるということやな。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

そうです。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

同じ労働基準法の第37条では、時間外・深夜、原則として午後10時から午前5時に労働させた場合、2割5分以上。法定休日日に労働させた場合は3割5分以上の割り増し賃金を払わなければならないと、このようになってると思いますけれども。要するにイベント等の法定休日日に労働させた場合には、代休をとって休んでも、残りですよ、3割5分以上の賃金を払わなくてはならないとなっておりますけれども、代休で処理してあるて。この割り増し分の3割5分以上は、これは支払っておるんですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

職員の休日勤務手当についてのことですが、労働基準法第37条に規定する事項に基づく支給にしているかとのことですが、白浜町の職員の時間外勤務手当につきましては、基本は地方労働公務員法に規定されており、第24条で基本、根本基準が定められ、同条第6項において、「職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定める」としてございます。白浜町におきましては、白浜町職員の給与等に関する条例を定めており、白浜町職員の給与等に関する規則において、施行に必要な事項を定めているところであります。

ご質問の休日勤務手当、いわゆる残業代についても定めており、この条例及び規定に基づいて支給しているところでございます。なお、地方自治体は労働基準法の適用を受けますので、ご指摘の労働基準法37条で規定する割合と同じ内容となっております。

イベントの動員における手当につきましては、町が主催するイベントや協賛するイベント等において、職員の動員をお願いしてございます。既に25年度におきましても年間動員予定を取りまとめ、職員に協力をお願いしているところでございます。現在出している動員は30項目あり、延べ人員としまして922名を超えて予定しているところであります。動員に際しましては、勤務中であればその時間帯に協力いただき、時間外や週休日、祭日につきましては、実質労働時間の代休をお願いしているところでございます。

ご質問の時間外・休日勤務の割り増し分については、手当を払ってございません。観光の町の職員として理解をいただいているところでございます。よろしく申し上げます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

払っていないと。そして、払っていないのと、この労基法の37条で地方公務員、この当白浜町の職員さんも労基法の適用を受けると。それは今、説明あった中に、答弁の中で、条例に沿ってやると。しかし、3割部分については払っていない。それは、労基法の37条に違反すると思うんですけれども。休日出勤をし、イベントに出ても多忙を極め、なかなか代休が取れない。代休をとれるんやったらいいけど、とれない職員もあると聞きますけれども、これは事実なんですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番外（総務課長）

各課の業務は大変多忙期には、職員の担当業務においても週休日、祝日の勤務が必要となり、この代休も取得することとなり、平日の業務へ多忙なことから、休日に勤務が生じていることを考えますと、代休すべてを消化できない職員もいることは承知してございます。

○議長

3番 丸本君（登壇）

○3番

私は当初、イベントへボランティアで出てくれているのかなと思っただけです。それで、代休とかという言葉、職員の方、ちょいちょい聞いた中で、そしたら、代休で相殺できてあるねんと思っただけですけども、監督省へこれ、ちょっと聞いたんですわ、これ。そしたら、これはあかんと。あかんというより、これは違法なことやという監督省の職員さんが、これ、何回も念を押したんです。これ、ほんまかと言って。そしたら、これ、やっぱり代休使っても、代休を使った場合ですよ、振りかえの休日やなしに、代休を使った場合は、いわゆる残りの1.35やから、この3割5分が残ると。これを払わなあかん義務があるんやと。このような説明やったんですわ、これ。

それで、どれだけの財源が要るのか、ちょっとわかりませんが。町長、いわゆる今の答弁ですよ、労基法37条にこれ、違反してあるということを認めたわけやな。違反している現状について、町長、首長としてどう思いますか。違反してあるんや、これ。違反してあるって、総務課長もこれ、認めたと理解してよろしいんでしょう。それで、町長、どう思いますか。

○議長

番外 総務課長 大谷君

○番外（総務課長）

確かにそう、労基法の話からしますと、そういうふうな形になるわけですけども、先ほども申し上げましたように、白浜町はやっぱり観光の町、白浜ということで職員が一丸となって町を盛り上げていこうという取り組みの中で、ご協力をいただいておりますので、その点、よろしく願いいたします。

○議長

3番 丸本君（登壇）

○3番

ちょっと私の質問とちょっと、論点がずれてあるように思うんですけど。職員の方が出て、一生懸命やってくれていると。イベントの多い、観光立町の白浜で。それは私も理解しておるんですよ、これ。法律が守られてないのではないのですかと、この点を私は聞いておるんですよ。法的なことを。職員さんがどうやこうやと言うのと違うんですよ。

それで、答えにくかったら、それはそれでよろしいですけども。

次、ちょっとまた、臨時職員のことについて、ちょっと聞きたいと思います。

正規職員だけではなく、非正規職員への残業代は、労基法にのっとり割り増し賃金等が、そういう部分についても適切に支払われておるのか。サービス残業はないのか。あるのであれば今後どうするのかと。サービス残業というのですか、休日出勤あるという。休日出勤あって3割5分払えてない、また代休も取れていないという現状なんやけれども。臨時職員・

非正規職員については現状、どうなんですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

非正規職員、正職員だけでなく非正規職員の残業代につきましては、労基法にのっとりまして適切に支給をしてございます。あと、サービス残業の分についてでございますけれども、やはりサービス残業はないという認識でございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

残業代についての時効について、ちょっとお伺いいたします。

残業代未払いの部分についての労働債権は2年で時効になると聞いておりますけれども、退職された方を含め、町としてどのような対応をされるのか。請求をされれば払うのか。また、請求がなければどうするのか。この辺についてはどうですか。先ほど、いわゆるサービス残業的な、いわゆる代休も消化できへん、3割5分払えてないと、こういう現状あるということですが、この未払いについて労働債権が発生すると思うんですが、それで、退職された方を含め請求あったらどうされるんですか。請求なかった場合はどうしていくんかと。これもどうですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

先ほどのイベント等の動員は原則職員に限って、臨時職員・非常勤職員は超過勤務を原則命じておらず、都合により超過勤務を命じた場合は、手当を支給しているところです。職員につきましては、先ほど申し上げましたように、観光立町であり、他の市町村よりイベントの動員が多いということは間違いないと思います。休日勤務の代休はできる限り早期の取得を職員に勧め、休養をとり心身共リフレッシュして勤務に従事していただくように努めているところでございます。

休日の割り増し賃金につきましては、ご指摘のとおりでございますが、白浜町の職員のおのの強い思いにより、ご理解いただいていることであり、退職された職員においても、そうした理解をいただいております。対応というものは考えてございませんけれども、超過勤務のあり方、それから手当の支給につきましては、一昨年から見直し検討を行っているところであり、議員ご指摘の件も含めまして、検討を深めてまいりたいと思います。ご理解のほど、よろしくお願いたします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

適切な対応をお願いしておきます。

正規職員の残業について、また、非正規職員の残業について、ちょっとお聞きいたします。正規職員は1日7時間45分以上の勤務をすると、割り増し賃金がつくと思いますが、非正規の職員は、正職員と同じ7時間45分以上の勤務で割り増し賃金を払っておりますか。そ

の辺について、ちょっと確認したいんですけど。臨時職員の割り増し賃金は何時間以上つくんですか。

○議 長
番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

正職員と同じ7時間45分でございますけれども、この支払いにつきまして割り増し賃金支給をしております。

○議 長
3番 丸本君（登壇）

○3 番
同じやな。

○議 長
番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

はい。

○議 長
3番 丸本君（登壇）

○3 番

最後に、正職員と臨時職員の賃金の格差について、伺いたいと思います。

まず、正職員の職員数と平均勤続年数、そして平均年齢、そして年間すべての手当を含めた支給額の平均給与を伺いたいと思いますけれども。正職員の平均給与。

○議 長
番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

職員の給与等は毎年公表しているところでございますけれども、議員ご指摘の全職員の平均など、データ整理においても時間を要しますので、公表部分からお答えをさせていただきます。

職員数は359名で、高卒・短大卒・大卒・途中採用や予備校期間など、採用時の年齢が違いますので単純に申し上げますと、一般職の平均年齢から20歳を引きますと、平均勤続年数は大体20年前後にあると考えます。また、一般職員の平均年齢は39.3歳でございます。普通会計の1人当たりの平均給与額は521万円となっております。

以上です。

○議 長
3番 丸本君（登壇）

○3 番
521万円。

そしたら、フルタイムで働く臨時職員さんの平均給与は、これ、年間幾らなんですか。

○議 長
番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

フルタイムの臨時職員さんは、124名で年間平均給与としましては、約190万円でございます。

○議 長
番 君（登壇）

○3 番

正職の職員さんの給与については条例、臨時さんの賃金については要綱で定められていると思いますけれども、正職さんの給与については定昇があり、一定の年齢まで上がり続けると、このような理解でよろしいか。

○議 長
番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

それで、ご理解のとおりでございます。

○議 長
3番 丸本君（登壇）

○3 番

臨時職員さんの賃金は、いわゆる近年上がったことがあるのか。上がったことがあるのであれば、何年前に幾ら上がったのか。この辺、どうなんですか。

○議 長
番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

臨時職員さんの賃金につきましては、国の取り組みや通達等による見直し、各課による改善要望、民間賃金の指標などの変化を踏まえ、適宜見直しを行っているところですが、近年は景気の関係もあり変動もないことから、見直しを行っていないところでございます。なお、過去の見直しを申し上げますと、平成21年10月に勤務時間の改正、それから、20年12月に通勤手当の見直し、20年9月に基準額の見直し、19年12月に基準額の見直しを行っており、全体の見直しは平成19年の見直しで、日額6,000円以下の場合は200円増額、日額7,000円以下は100円増額、日額7,000円以上は据え置きでの改正を行ったところでございます。

○議 長
3番 丸本君（登壇）

○3 番

正職員の方と臨時職員との間に大きな所得格差があるように思います。今の話を聞いておられますけれども、平均で臨時さんは190万円、平均ですよ、正職員さんは五百十数万やったんですか。2倍以上の開きがあったように思うんですけども、このような仕事量に、また質的に量的にですよ、このような差がないように思うんですけども。この差について、仕事の差について、どのような差があるの。これだけの2倍以上の開くですよ、そういう開きがあるのかと。給料的な開きは2倍以上ありますけど、仕事量や質において、このように開きがあるんですかと。

○議 長
番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

職員も臨時職員さんも経験の豊富な方たちから、これから経験を積んでいただく方がおり、また、職種もさまざまであり、仕事量・質に差があるのかというご質問でございますけれども、それぞれのケースにより、差があるものと差がないものがあるものと考えてございます。

職務における責任という部分では、臨時職員さんと職員とでは大きく違いがあるものとも考えます。職員も臨時職員さんも白浜町の職員であり、町行政を運営する上でなくてはならない方々であると思っております。今後とも町民の負託にこたえられるよう、さらなる職員の資質の向上、技術の向上等に努めて研修を深めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

格差がついておりますけれども、合理的な理由がないという理解でよろしいのか。合理的な理由がないと。質・量的にですよ。

質・量って、賃金格差が倍以上ありますけれども、質と量的に、あるいは合理的な理由。賃金の格差について合理的な理由がないと、こういう理解でよろしいんですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

先ほども申し上げましたけれども、職種にもいろいろとございます。そうした中でケース・バイ・ケースでございますけれども、やはり正職員と臨時職員さんとの大きな違いというのは、やはり、責任の度合いがかなり大きく違ってくるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

責任の度合いってどういう責任の度合いなんですか。

合理的な理由のない賃金格差は、地方公務員法13条に反するのではないですか。地方公務員法13条。平等取り扱いの原則というのがあると思うんですけれども、これに反するのではないですかと。責任の重さが違うというような話やったように思うんですけれども。どのような。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

その責任の度合いというのは、臨時職員であるからとか、正職員であるから仕事にどうのこうのということではございませんで、やはり臨時職員さんと正規職員さんとの間では、例えば課長職であったりとか、そういう職種の違いもございます。そうした中で、やっぱり、違いが生じているところもございます。十分な答弁になってございませんけれども、よろしくお願いたします。

○議 長

○3 番

わかったような、わからへんような感じですけども。国の臨時職員は、正規職員と同じ給与、諸手当、休暇制度が保証されていると聞いておりますけど、非常勤職員は、一般職の給与に関する法律の22条に基づき、扶養手当、住居手当また、一時金などの支給がされていると聞いております。地方公務員法24条には、国との権衡があり、国の臨時職員との均衡を保たなければならない。この均衡というのはバランスとかつり合いということ。均衡とか権衡という言葉なんですけど、24条には権衡とうたわれておるんです。国と町の臨時職員の給与バランス、つり合いがとれておると思いますかということなんです。法律は、公務員法の24条には国との権衡を保てと、こううたわれていると思うんですけども。国の臨時職員は正職と同じ給与・諸手当、これは人事院に私、電話をかけて聞いたら、各省庁によって多少違いがあると。いわゆる国との権衡を保て、バランス・つり合い、保てと、このように公務員法はうたってある。それで、町の臨時職員の方が、月給の方があれば時給の方もあると思うんですけども、国とのバランスを保てと、これ、保ててると思いますかとお聞きしとる。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

ただいま議員からご質問ありました国の臨時職員との指摘の職ではございますけれども、フルタイムの非常勤職員、いわゆる基幹業務職員のことを仰せられているものと考えてございます。

国におきましては、そうした非常勤職員の制度があると認識してございます。また、議員ご指摘の地方公務員法第24条第5項には、「職員の勤務時間、その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国、他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう、適当な考慮が払われなければならない」とされており、国の臨時職員の給与等が公表されていないことから、詳しくは知り得ないところでございますが、臨時職員さんの給与以外の勤務条件につきましては、近隣の市町村との均衡を図るよう努めているところでございます。

適宜対応しているところでございますけれども、今後とも改善すべき点は改善するよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

近隣の町村との均衡は大切ですけど、いわゆる国との法律上、公務員法上も国の職員との均衡を保てと、このように22条の5項ですか、今おっしゃられましたのは。そのようにうたわれておりますけれども、やっぱり、先ほども労基法の37条が守られてないと。これが議場でお認めになられましたわね。違法な状態が続いているということ。

やっぱり、地方自治体がですよ、労基法とか公務員法、これ、守ってなかったら、示しつかんやない、こういうことでは。そのように思いますけど、町長、いかがですか。法律を遵守する義務があるん違うの。守られてないって、私言うとりん違う。認めたんや。そのことについてどうなんですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

今、ご指摘いただきましたように、いろんな課題がまだ町職員の中にも、正規・非正規を問わずあると思います。私も就任して1年と1カ月で、これまでもいろいろな職員の給与、あるいは、残業についての話し合いといたしますか、庁内でも検討をしてみいました。いずれにしても、議員ご指摘の職員の処遇改善につきましては、今後、よりよい環境をつくるために条件等、あるいはそういった正規・非正規の雇用のあり方、あるいは給与のそういった反映についても、十分協議しながら話し合いをして、町当局として改善すべきところは改善に努めたいというふうに思っております。町職員組合との協議もその中にもございますので、そういったことで今、まだ課題がたくさんありまして、すべてまだ解決はできていない部分がありますけれども、今後、鋭意努力をしてみたいというふうに考えてございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

次に行きます。

総務省、2009年4月22日、24日に総務省から総務省公務員課長通知が来ていると思いますけれども、この中に「同一または類似の職種の非常勤職員や民間企業の労働者の給与改定の状況に配慮し、報酬額を変更することはあり得る」とあると思いますけれども、先ほどの答弁では、毎年、正規職員については毎年昇給があると、このような答弁やったと思いますけれども、正規職員が昇給するのであれば、臨時職員・非常勤職員も毎年報酬を変更すること、いわゆる改善することを認めているように思うんですけども、この総務省課長通知の中を見て、臨時職員の人や、非常勤職員の人、この人の賃金アップを改定を認めているように思うんですけども、この点についてのご見解を賜りたいと思いますけれども。ほとんど上がってないでしょう。近年、ほとんど臨時職員の方が上がってないでしょう。でも、2009年の総務省の通知。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

総務省公務員課長通知の解釈によるところが大きいかとも存じますが、前段で「同一の職務内容の職に再度任用され、職務の責任・困難度が同じである場合には、職務の内容と責任に応じて報酬を決定するという職務給の原則からすれば、報酬額は同一となることに留意すべきである」と記載されていることから、議員ご指摘の条文は経済情勢の変化等により、賃金額を改正することを示しているものと思われまます。いわゆる定期昇給とは別のものと解されます。いずれにいたしましても、議員ご指摘の職員の処遇改善につきましては、今後とも研究を深め、改善すべきところは改善するよう努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

12時になりましたので、最後にします。

当白浜町の職員の方は、条例上、常勤の職員さんには要綱上退職金が出ると思いますがけれども、非常勤の職員さんや臨時職員さんには退職金が出ないように思います。条例上も要綱上も出す根拠がないわけです。県内の自治体を見ると、太地町や那智勝浦町、そして北山村では、退職金が出ております。白浜町ではこれらの方には出てないんですけれども、この辺もちょっと、改善をしていく必要があるのではないかと思いますけれども。

5月28日に民主党、みんなの党、生活の党、共産党、緑の党、社民党の野党6党が地方自治体の非常勤職員のうち勤務形態が常勤の職員等に準じる者に対して、常勤の職員等と同様に期末手当、退職手当等の各種手当を条例によって支給できるとする地方自治法の改正案を、共同で参議院へ提出しておりますけれども、この辺も踏まえて、この30町村の中で、和歌山県の中で3町がこれ、出しておるといようになってあるんですけれども、この辺もやっぱり改善に向けて、余りに臨時職員の方が、私、気の毒というのですか、そういうふうに思いますので、改善に向けて取り組んでいただきたいと、そのように思います。

以上で、この私の一般質問を終わります。

○議 長

以上をもって、丸本君の一般質問は終わりました。

休憩します。

(休憩 12時04分 再開 13時10分)

○議 長

再開いたします。

6番 正木秀男君の一般質問を許可いたします。正木秀男君の質問は一問一答形式です。まず、防災・減災についての質問を許可いたします。

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

6番 正木秀男でございます。議長並びに同僚議員のご理解のもと、発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

この通告順、今回、防災と観光についての質問を何点か通告しておりますけれども、果てしなく、無限に近い防災問題がありますけれども、その中で、何点か集約した中で質問させていただきます。

先般、政府の中央防災会議におきまして、5月末にマグニチュード9級の南海トラフ巨大地震対策の最終報告を公表されました。津波から迅速に避難して、人的な被害を最小限に抑えるとともに、前例のない超広域災害で支援体制は限定されるため、地域で自活する備えが必要として、食糧や飲料水など家庭用備蓄は1週間以上分を確保することを求め、自助を強調しております。

その南海トラフ報告書の骨子として、1つに津波対策は迅速な避難を基本に、避難施設や避難路の整備、防災教育等々、総合的に推進すると言われております。

2つに、地域で自活できるようにと、家庭用備蓄は1週間以上確保、こういう公表をされております。

3つ目に、高齢者や支援が必要な人を、避難所に優先的に受け入れる仕組みの検討、トリ

アージというんですか、選別、選択と、こういうようなことで言われております。

先日、参議院におきまして、きのうですけれども、17日です、災害弱者名簿義務づけという、こういう地域、各自治体にきのう参議院で成立可決したところでございます。これは災害時に支援が必要な高齢者や障害者など、災害弱者の個人情報を集めた避難行動要支援者名簿の作成が自治体に義務づけられております。これ、昨日、成立したというような新聞報道でございます。

そして、4つ目に、日本全体で被災地を支援する枠組みの構築。

そして、5つに東海地域を含む南海トラフ全域の地震予測態勢の検討を開始等々、発表されました。

政府はこれまでに、死者が最悪で32万数千人、経済被害は220兆円以上、そういう想定を発表しております。今回は想定を踏まえまして、災害震災対策の基本的な考えをまとめました。被害はこれまでの地震災害とは次元の異なる甚大な規模で、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないと指摘し、従来よりも踏み込んだ対策が必要として最悪の想定死者のうち、7割の23万人は津波の犠牲者と言われております。素早く避難すれば、4万数千人減少できるという試算も同じく発表されておりますけれども、そういう今年の発表を受けての一人一人が主体的に迅速・適切な避難を行って命を守ることが、最も重要と強調されております。我が和歌山県では、8万人以上の死者、我が白浜町で千数百人の死者が出ると予想されております。

そこで、質問に移ります。我が白浜町において、緊急避難地の確保は何カ所か。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

まず、私のほうから、今、正木秀男議員から防災・減災対策についてということで、南海トラフ巨大地震についての考え方なりを、質問いただきましたので、それにつきまして先般、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループから中央防災会議の作業部会であるこのワーキンググループから最終報告が公表されたばかりであります。本報告を踏まえ、政府を初めとする関係機関は、速やかな計画の策定、見直しや諸施策の展開によりまして、具体的な対策を進める必要がございます。

当町におきましても、国・県が取り組みを進める防災対策について、連携を十分に図り対応を進めたいと考えております。詳細につきましては、ただいまご質問いただきました件等を担当課長より説明させていただきます。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

緊急避難地についてのご質問をいただきました。地震が発生し、津波の恐れがあるときは、直ちに最寄りの高台へ避難しなければなりません。これらの高台を町では、初期避難場所と位置づけ、地元自治会と連携し把握に努めており、現在、113カ所を把握してございます。ただし、自宅の裏山にある場合等、町が把握している初期避難場所ではない高台に避難することが適切であることもございますので、町民一人一人が初期避難場所について検討し、避難路の確保をし、確認し、みずから訓練を重ねていく必要があるものと考えてございます。

以上です。

○議 長

6 番 正木秀男君（登壇）

○6 番

先般、この6月定例会においても、二千何百万の予算の中で、LED誘導灯と、こういうような箇所づけが記載されていたように記憶するんですけども、それは箇所づけで言うたら何カ所になりますか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

町内21カ所でございます。

○議 長

6 番 正木秀男君（登壇）

○6 番

今、避難地の確保と言いながら、113カ所とこういう町長、総務課長の中で、これ、今、LED誘導灯、21カ所。いかにもバランスが5分の1。そら、限られた財源ですので、全部が全部が難しいと。このように認識しておりますけれども、これは先般、所管の担当の濱口室長にも尋ねたんですけど、これは国策の中でどのぐらいの割合で、100、0で確保していただいているのか、金額ですよ。我々が2分1でやるのか、そこらはどんなのですか。わからなんだら、後でええで。

続けていきます。それでは、民間の建物を含めてですけど、先ほど、避難地という、こういう表記の中で質問させていただいたんですけども、避難場所のこういう進捗というのかな、例えたら、東白浜、我が地元・網不知では川久さんとか、福菱さんとか、そういうような建物、構造物、そういう耐震・免震してあるような、そういうところが当初生き残ると、地震によって。そこに避難困難な地域において、この白浜が行政として、何カ所お願いしたり確保しているのかと、このような質問ですけど、そこらどうですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

その前、先ほどの補助率の話ですけども100%、県費補助でございます。

それから民間の建物を含めて避難場所の進捗でございますけれども、和歌山県の施策として、津波第1波到達まで初期避難場所への避難を完了することができない地域を、津波避難困難地域と位置づけ、その解消策として津波避難ビルの指定を行っており、具体的には東白浜の月崎地区において、ネピアル白浜様、ホテル川久様とそれぞれ災害時における一時避難施設としての使用に関する協定を締結してございます。

そのほか、津波避難困難地域以外の地域においても、企業様からのお申し出やご協力により、3カ所の津波避難ビル協定を締結しているところでございます。

○議 長

6 番 正木秀男君（登壇）

○6 番

ネピアル、川久以外に3カ所という、こういう認識でよろしいんですか。

○議 長
番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）
そうでございます。

○議 長
6番 正木秀男君（登壇）

○6 番
やはり、これは行政といえば、住民サービスの最前線と、こういう私は認識しているんです。ですから、向こうから企業・団体・地域・町内会・区、そこからというよりも、こちらからですよ、データブックに入っているんですから、レッドゾーン、レッド地域に。これ、すみませんが、仮に井澗ビルがあつたら、「井澗さん、すみませんが、ちょっとぜひとも住民に開放してください」と、緊急時のとき。これが私は行政の仕事やと、こう思っているんですけど、そこら、町長、どう思いますか。

○議 長
番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）
今のご指摘はごもっともだと思います。私もやはり町としまして、どういうところに避難ビルとか、あるいはそういう構造物があるのか、田辺なんかでもそういうふうな、例えば、紀陽銀行さんと提携したり、積極的にやっぱり、働きかけをしているというふうに聞いてございますので、私としましても、やはり町の中でどういう、この旧町だけじゃなくて、やっぱり日置川のほうもございますので、このあたりをできるだけ速やかに対応していきたいというふうに考えてございます。

○議 長
6番 正木秀男君（登壇）

○6 番
やはり、先ほどの緊急の避難地、そして緊急の避難場所等々の部分については、どうぞひとつ行政のほうからですよ、アプローチをかけていただいて、日置も含めてですけれども、整備を図っていただきたいなど、このように思っております。

それでは、次に、救助体制の確立について、質問いたします。

1つにまず、震災が発生しましたら、自分、私、自分をそして家族、安全を図る。そして、この町職員、そしてまた、消防関係者の出動によりまして、町民の生命・財産等々の救助保全を図る。このように思っております。そこで特に、幹部職員の招集体制は今まで、訓練といいましょうか、何回図られましたか。招集体制やな。

○議 長
番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）
訓練の招集訓練ということでよろしいでしょうか。

招集訓練につきましては、それぞれの地域で職員がおのおのの立場で参加をしているところでございますけれども、町独自で防災訓練という計画をして実施したということはござい

ません。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

私の認識では、ここは当然災害対策本部、本庁が。トップに町長になる。こういう、そういう中で、1つのシミュレーションとしてですよ、幹部職員も含めて、1級、2級、3級と、こういう階級があると思うんですけども、そのときに緊急招集、連絡網が当然、職員に配付されていると思うんですけど、私が言うてるのは、発生しました。はい、皆さん、練習の、こういうような、町長の名において、各職員、職場も含めて、当然そこに連絡が行くと思うんですけども、そういう訓練したことがあるのかないのかと、こういうように質問しているんですよ。そこら、どうですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

それにつきましては、職員防災体制というのがございまして、それで初動マニュアル、その中に作成をしているわけでございますけれども、職員の参集や配備につきましても、その中で定めて行動をしているという状況でございます。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

先般、去年ですか、職員・議員ともども東北の被災地を視察に行きまして、学習してきたことは先般の年末、12月議会でしたか、発言した中で、やはり想定外を想定すると。これが1丁目1番地の中で学習してきたわけなんです。その中で、やはり、この間、先般、椿におきましてもタンクローリーがひっくり返った。相当、迷惑困窮されて、生馬回った、そういうふうなことも、通常のトラブルでもそういう事案が発生するんです。

やはりこの、まして震災時、そこらでも相当、障害が発生すると、このように思うんですけども、やはり、町外に私、言えば、この旧白浜ですけれども、この皆さんの中で、優秀な幹部の皆さんが、招集かかりました。霊泉橋、ばーんといきました。日置は日置で当然、それだけのまた部分は、発生はあると思うんですけども、そういう中で、やはり幹部であっても困難は予想されると。こういうような思いをしているんですけど、そこら、いかがですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

議員、ご指摘のように、幹部職員の参集が困難な事態も考えられます。そのような事態に備えまして、職員防災体制におきましては、幹部に事故があった場合の災害対策本部の設置の手順や本部の指揮をつかさどる職員の順位を定めているところでございます。この順位につきましては、地方自治法第152条の規定を準用しておりまして、町長、副町長と総務課長というふうな形で、体制をとっておるところでございます。

○議 長

○6 番

私は、人事権に踏み込むつもりもございませんけれども、やはり、平時は職員交流として日置地区、この白浜地区の中で職員交流、当然そこに発生していることもありますけれども、こういう大きな災害発生がしましたら、そういう極論から言えば、日置の所長がこっちの人間がして行けなんだら、そういう部分はやはりなかなかスピードがパワーダウンすると、このように思うんです。

そしてまた、消防職員は従来は旧自治体からの採用を原則とすると、こういう私の頭なんです。それで今、消防の体制を見たら、日置の消防の職員でもこっちの人間が相当行っています。また、向こうから、すさみ、日置も含めてこっち。当然、平時は何ともないですよ。そういう部分で串本なんか、3分、4分で来るようなところですよ。だんだん島からずっと上がってきて、我々ここは、8分、10分と言われますけれども、そのときの人材がなかなか確保が難しいなど。一般職並びにそういう状態で、消防がなおさらそういうような状態で人事しているでしょう。ですから、私、先般、消防指令の消防長とか署長とか、プライベートで話したこともあるんですけれども。今、一般職員の採用も含めて、やっぱりオープンな採用と、こういうようなことを言われていますけれども、やはり先般もいやことになりましたけれども、町職員でありながら何割かは町外でおられて、そういう中で給料も含めてですけども、2億数千万、年間、職員手当として行っているんです。これはそういう、BバイCのことを言っているの違うんです。防災対策のことを言うてある中で、やはり、人的な部分でパワーダウンするんじゃないかと、このように思うんですけど、再度、町長、消防も含めて一般職員の、こういう総務課長を筆頭にピラミッド行くでしょう。そのときの人材確保が、やはり寸断されたときに足どめ食うとか、そういう部分があつて、やはりちょっと若干、この指令組織というのか、そういう部分が若干、やっぱり懸念されるかなと、このように思うんですけど、再度、お考えあれば。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

職員招集体制は、マニュアルの中にはございます。ただ、私も危惧しているのはやはり、一昨年やはり水害、台風12号のときもそうだったんですけど、やはりなかなかマニュアルどおりには職員が配置できない、配備できないというのはございます。これは津波が起こったときもそうだと思いますし、やはり、どこにどういふ職員がおるのかということで、かなり町外の職員も多いので、そのあたり、やはり、一度はそういった訓練をしながら、例えば、動きを確認するとか、あるいは採用についても、今後やっぱり消防とも関係しますけれども、職員の採用のあり方とか、いろいろやるのがございますので、特に、この防災・減災面につきましては、職員の特に配置、そういったものを、やはり町の中でもう一度精査して検討したいと思っております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

今、町長から前向きなご答弁いただきました。やはり平時のときは、さほどそんなに感じ

んですけれども、やはりこの最前線でおられる消防・警察・陸上自衛隊とか、各そういうところは、やはり国民の生命・財産を守る、そういう使命を帯びていますので、そういう中でやはり、先般の東北の震災で二百数十名の消防団員が命を落とされた。使命感に燃えたばかりになったので、そういう部分で今、くどいようですが言ってるんです。

それで、私の地元・第3分団も含めてですけれども、大体の各分団の消防車両がやはり、大体の旧町に限ってですけれども、低地帯、海拔が2メートルや3メートルのような、そういうところで分団ですけれども、車両、消防車両が配置されていると。私は先般、消防長含め消防署長にも言うたんですけれども、やはり、震災発生したら1人でも、その消防緊急車両を高台に避難した後、後ですけれども、後の消火活動、救助活動、そういう部分が必要と思うんですけれども、いかがかなとこのように思うんです。勝手な個人のそういう指導ですけれども、消防長、いかがですか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

議員のご質問にお答えいたします。

白浜町の津波の到達時間は、東海・東南海・南海3連動地震では、1波の最大波が12分。南海トラフ巨大地震につきましては6分で、5メートルの津波が到達いたします。しかし、この時間というのは、地震が発生してからの時間であり、揺れがおさまり、もしも自宅にいれば家族等の安全を確認し、避難させた後に行動に移るわけでございます。ですから、実際はもっと短くなると思われております。果たして車両を高台に消防団員が移動させるということが、可能かどうかというのはちょっと疑問がございます。そして、それにつきましては、状況にもよりますが、消防の分団の方に判断をゆだねているというのが現状でございます。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

やはり、行政の最大の使命というのは、住民の生命・財産を保全すると。先ほど冒頭いたしましたけれども、やはり発生したら、当然そこに浸水、まず浸水、津波ですけれども、そういう部分、後にやはり火災が発生するであろうと、こういう予測されるんですけれども、そのときにやはり初期活動、初期の消火活動がやはり。それと救命活動。そういう部分、支障が、水没した分団の消防車両、本庁は高台にありますけど、各分団、白浜町で言えば、1、2、3と、こういう。そこが水没して使えんと、こういうようなことを考えられるので、だから、そういう初期の消火、初期の救助、こういう部分に分団がそがれるかなと、このように思っ低地帯の水没する前に移したらどうですかというのが、私の持論なんです。その中で、白浜町におかれまして、やはり何か対策をそれに見合うというのか、そういう初期消火、初期救助についての対策というのですか、今、若干、消防長が私、遮ったように、まことに失礼と存じますけれども、その対策、それはあれば披露していただきたい。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

議員のご質問にお答えいたします。

国や県からは、「東日本大震災を踏まえて大規模災害時における消防団の活動のあり方に関する検討会」という中で、「自分の命、家族の命を守るために避難行動を最優先すべきである」と通告、通知されております。これにより、白浜町消防団においても、平成24年12月、昨年の12月ですけれども、消防本部の講堂におきまして、約40人の幹部職員、消防団の幹部の職員を集めまして、震災時の消防団活動についてといった講義を行いました。津波浸水地域内の分団車庫にある分団においては、参集場所を別の場所に指定する。また、水門等の操作を行わずに高台に避難すること等、まず、自分の生命を守り、津波襲来後の救助活動に備えるといった講義を実施して、消防団の方に行っております。

以上です。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

それとまず、使命として、やはりそういう部分で、先ほど言いましたけど、二百数十名が亡くなられた。使命感で命を落としたと。先般、私は、分団員でもライフジャケット配付はと言うたら、もうしてますと、こういうような説明いただきました。あ、そうかなと。確かにそうやなと。ですから、今、消防長のほうから、やはり自分の身の確保、安全確保、家族、そして確保した後に活動に入ると。このようなご答弁いただきましたけれども、それが本当の、私は従来滅私奉公という、こういう上から目線じゃないですけれども、頭を切りかえた次第でございます。

それと今、各白浜町においてですけれども、地域の団体ですけれど、町内会・区も含めてですけれども、先ほど若干冒頭に言いましたけれども、この災害協定というのか、例えたら先般、2年前ですか、台風のとかなんか、和歌山県知事において、各土木協会とか何々に災害出動で、白良浜でも越波するので土のうを積んでくれと、こういうような年に何回かの災害要請、派遣要請が来ると思うんですけれども、そこらの部分、各団体、把握されてますか。白浜町と私じゃないですけれども、局、土木組合とかいろいろあるでしょう。そういう部分で道が食われました、建設土木で重機でのけてくださいとか、そういう各仕事の絡みで県知事、まして井瀬町長の名において、各指令があると思うんですよ、マニュアルが。そこら、白浜町と協定、災害が発生しよるので、物ない、ローソンとこうやった、オークワとこうやるとか、そういういろいろあるでしょう、協定。そこらあればちょっと披露していただけんなど。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番外（総務課長）

災害時における各種協定につきましては、6月1日現在で15の企業様と締結をしております。その内容につきましては、食料品や日用品等の提供、それから応急復旧活動の支援等となっております。個々に申し上げるのはあれなんですけれども、災害時の応援協定であったり、備品の収納庫の一時保管、場所であったりとか、そういうことで現在15の企業様と提携しているところでございます。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

15団体と、こういうような認識でよろしいですか。

それでは、消火活動に要するやはり消防本庁、分団も含めて燃料の備蓄基地の確保について伺いたい。

先般、串本町、新宮市、県内では2カ所と、こういう発表がされておるんです。それは何など言ったら、緊急車両の燃料確保、それが串本町と新宮市が、行政が率先してキーピングしていると。それで、我が白浜町において、そういう部分がやはり必要と思うんですけど、そこらの検討をしたことがあるのかなのか、そこらはどうですか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

お答えいたします。新宮市、それから串本町の両消防本部の備蓄燃料ですが、両消防本部とも自家用給油所というのを持っております。そして、地下のタンクに容量約1万リットル、ガソリンで6,000リットル、軽油で4,000リットルというのを備蓄しております。この量は年間使用量の約50%ということにして、半年で消費、入れかえのためと聞いております。

というのは、ガソリン、もしくは軽油の場合は、長くためておくと、どうも変質してしまっただけのものにならないと、それで半年間のサイクルで使い切る量をためていると聞いております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

ありがとうございます。やはり、そういう部分で、それは他町村の今、大谷消防長の説明ですけれども、やはり、我が白浜でもこういう高層住宅、ホテル、マンション、そして一般住宅も含めてですけれども、やはり、年間三百数十万の誘客、来泉される観光立町でございます。なおさら、地元民も含めてですけど、俗に言うビジターさんが相当入ってきている可能性があるんで、やはり初期活動、消火、それで救助。こういう部分に相当なパワーが必要。ですから、こういう今言ったように、極論から言えば1台で3時間、4時間フル回転したら燃料が切れるらしいんです。以前、天山閣が燃えたときでも、きゅうきゅうとした消火活動、ポンプ車。そういうことも団員から聞いております。そういう経験の中で、やはり、白浜町、我が白浜町でも、今、消防本庁が向こう、警察も高台へ行っている。やはり、こういう立地から言えば、当然そういう高台に備蓄タンクというのですか、平時からやはりスタンバイが必要じゃないのかと。今、消防長から言うたように、やはり三月、半年でフローして、ふだんから、そこから使ってまた補充する。使って補充する。そういうやはりことが必要かなと、このように思うんですけど、そこら、どうですか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

現在、消防本部及び消防団の車両が給油している給油箇所は、白浜地区で5カ所あります。日置川地区では3カ所です。これらの給油所とは協定書等は交わしてはおりませんが、電話

等で連絡すれば、すぐ駆けつけて災害現場で給油してくれると。今まではそういうスタンスでまいりました。

しかし、日置川地区と白浜地区の3カ所の給油所が、南海トラフの巨大地震、これは大きいほうですけれども、それに遭いますと水没する地区にスタンドがございます。それで、来年、建築を予定しております日置川の消防署には、自家用給油所を建設すべく計画を立てております。

また、消防本部におきましても設置に向けて、関係課と協議していきたいと考えております。

以上です。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

ありがとうございます。やはり、転ばぬ先はというこういう部分であるので、ぜひとも早急に検討していただければありがたいなと。それで今、消防長のほうから旧白浜・日置川、こういう給油所の体制を答弁されておりますけれども、私の案、私の考えるところによれば、白浜町で十数メートル来るといような中で、大体が埋まってしまふんです。電話しても来れないような状態なんです、消防長。ですから、常に高台にキープしなさいと、こういうことを言うているんですよ。

失礼ながら、議長も以前、石油業をされていたんですけれども、あそこなんかは本当に5メートル、6メートルの高台なんです。ですから、大体旧白浜は本当に山上通りと平草原以外、みんな埋まります。ですから、そういうところで最悪を想定しなさいということを私は言うているんです。ですから、常に警察も消防もそこに集約されている場所なので、そこに燃料基地を1つ、県とも協議していただいて、設置していただけたらありがたいなと、このように思うんです。

次。それでですけれども、聞くところによると、日置川、今、お互い、すさみと消防、組合立みたいな格好の中で人事も含めてやっているんですけれども、消防車両が、先ほど言いましたけど、現場で仕事をしたら3時間、5時間でパンクすると。こういう中で、消防関係で分団も入れて、燃料、どのぐらいの総量、総数、わかっている範囲だったら聞かせていただければなど。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

お答えいたします。全てということでした、日置川と白浜、分団と本部とを合わせまして、軽油が1,852リットル。ガソリンが1,442リットル。これが燃料タンクに入る総量です。

以上です。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

そういう中で、相当なボリュームがあるという中で、先般視察に行った気仙沼、3日、4

日と燃え続けたんですね、あそこが。町自体が本当に悲惨な場所だったんです。そこへ視察で行きました。ですから、そういう事案が想定されるということであるならば、事前にやはりきちっと検討して、行けるものなら設置しといたほうが最小限の、何というのですか、抑えられると、リスクが。そういう思い、しています。ぜひともそういう部分で検討願いたい。

防災はこれで終わります。まだいっぱいあるんやけれども、これで終わります。

○議 長

防災・減災に入っては、これで結構ですか。

それでは、続いて観光イベントについての質問を許可いたします。

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

観光イベントについて、何件か伺います。

1つに先般、6月1日に有馬皇子の碑前で式典をしてですけれども、後、代表者、井澗町長ですけれども、一番湯とともに車で山神社、温泉神社に赴き、社殿において奉献式典等々して、山を下ってきた。我々はテントの下で1時間余り待機した状態でございますけれども、その後、白良浜を中心として、タコ公園、丸公園、浜通りを行列して、そしてまた戻ってきまして投餅をした。そういう式典でしたけれども、変更した意味合いはどういう事柄ですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

献湯祭につきましては、先ほどご指摘のとおり、この行事が本年度で27回目となる行事でありまして、これは白浜温泉献湯祭実行委員にて行事内容を協議しながら実施してきている催事でございます。

本年の行事内容の一部変更につきましては、過去の実行委員会におきましても、温泉の湯、天与の恵み感謝する行事を、もっと観光客の皆様にも広く周知すべきで、工夫をすればということでご意見がありまして、それで、ことしの実行委員会において協議を重ねてきた結果、式典の一部と行列のコース変更に至った次第でございます。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

正木観光課長に責めるつもりはないんですけど、祭りというのは、本来、ふだんから天与の恵みをいただいてという、こういう山神社で冒頭、必ず、だれが代表者であっても温泉祭りについては発生していくんですけども、やはり、神殿、神の前で、山神社にもほこらもあってですよ、各装束して、従来天与の恵みをいただいて感謝しますと言うて、おほらいいただいて、こうすると。通常の砂まつりとか、花火、商工祭りとまた違うんです、これ。それがつどつどですよ、人気取りみたいに、やはり、祭りというのは歴史があるんです。積み重ねて、京都の葵・時代祭、本宮山の湯登神事、堅田八幡のやつはちにしても肩車して肅々と行くんです、これ。それをいとも簡単に、まして町長がことし当番、白浜町やさかいに、井澗町長がですよ、マイクロバスに乗ってですよ、職員何名かとともに、山神社に行って、神主さんのおほらい受けた。おりてきた。あとのみんな、かみしも着て、みんな、ここで下で待ってた。そんな祭りありますか。

いかに実行委員会がいろいろ検討した中で、こういう活性化というのですか、これはやはりどこか筋が違っていると思うんですけど、町長、どうですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

今回のことにつきましては、この献湯祭を実施する前、そしてまた実施後も、さまざまな方々と関係の皆様と協議する機会がございました。その中でやはり賛否両論のご意見がございました。私自身もまだ試行錯誤をする中で、今後も皆様方のその思い、それぞれ考え方があると思うんですが、今回、昨年までの取り組みの中で、いろいろ意見が出た中で、やはり見直すべきところはあるだろうと。それから、ここはやっぱり譲れないというか、今までのやはり神事のことでございますので、やはり、重く受けとめて守っていくべきは守っていかないといけないというふうな両方のご意見がございましたので、そここのところ、非常に落としどころは難しかったんですけども、今回、町としましては、温泉に感謝する気持ちはもちろん当然のことです。議員が申されました白浜温泉には欠かせない天与の恵みという考えのもとに、今後、やっぱりこれを忘れてはいけないということで、強く認識してはございます。

その中で、毎年同じことを繰り返すということも必要かと思うんですけども、やはり、そんな中で、やはりできる限り工夫をしながら、新しく取り入れられるところは、やっぱり取り入れながら、これは神事の部分と、それから観光の面と両方やはり加味できたら一番いいのだと思うので、今後、これをどういうふうにもう少しつけ加えながら、あるいはできるだけ効率とかいろんなことも考えながら、時間をかけて来年に向けて今回の反省も踏まえてできるだけご指摘いただいたところを重く受けとめて、過去からの営みと重みを大切にしながら、よりすばらしい行事にしていきたいと考えています。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

町長、やはり、私は祭りというのは、継続は力なりという昔のこの先人のそういう格言があるんです。その中で百歩譲って、やはり7カ所、8カ所の地元の代表が皆さん参集した中で、町長だけじゃなくて、みんなが行ってですよ、その恩恵受けている業者さん、長生の湯から始まって、皆さんが山上がってですよ、おはらい、ありがとうございますというのが、私、百歩譲ってそれ1つ。

後、我々は下で待っといたらよろしい。そういう中で、やはりもっと主体を、何ぼ、ことし白浜町が当番やさかいに、町長行って済むような、私はこれは到底そんなもの、これからそういう実行委員会、場へ呼んでくれたら私、持論をはきますけれども。

それともう1つ、町長、あなたがいつも失礼ながら、魅力あるまちづくりと言うのであれば、それは今言う言葉の裏返しの中で、お客さんに来ていただくということは、自分ところが光ってなかったら来んです。今の持論で言えば、何でも新しく行かんなん。それ、お客さんに合わせていったら、失礼ですけども、ああいう湯快リゾートグループになっていくんです。安価な365日休みなしの。

それで、私は白浜町というのは、果たしてそれでいいのかと言ったら、ちょっと疑問があ

るんです。ですから、店づくり、まちづくりもそう、やはり、ここに光っているものがあつたら、お客さんが来るんです。それをぐさぐさにしたら、何でもだんだんさびれていくんです。それで、すべて、百均が悪いと言いませんけど、物に合わせていけば、失礼ですけど、105円の物に合わせていけば、町が皆、そうなっていくんですよ。

だから、町長、いつも言うように、おもてなしの心、ホスピタリティー、こういう発想を言うのであれば、やはりランプの宿でも5年待ちなんです、皆さん、そこへ行くのに。ですから、こういう祭事は特に、そこへ、京都の暑いけど、葵祭行くんやと、見に行くんやと。田辺祭もあの7月25日の暑いけど、行くんやと。おかさを見に行くんやと。そういう部分が、そのまちの、日置は日置で、船でもかついでですよ、そういう勇壮なところへ皆、若い人が帰ってくるんです。それを担い手がないさかいに、今度、船を小さくしようとか。それやめて車で行こうとか、それは地域に、私は越権するつもりないですけど。たとえ、この6月1日の温泉、山神社、従来、巫女のお姉さんや太鼓たたき、塩まきも、豊店の前の湯崎の本町通りを上がっていくんです。それが1つの私は風物詩と、こういう認識。それと、湯本の代表者である人が天与の恵みでいただいて、恩恵受けてますと、これが1つの町のあり方。花火大会、砂まつりするんとまた違うんですよ、同じ祭りでも。ですから、再度、ここ、リーダーとっていく皆さんが、きちっと押さえてとっていただきたいなど。

そやけど、ポピュリズム、大衆迎合が悪いとは言いませんよ。だけど、やっぱり式典は式典としてきちっとしとかんと、迎合していったら本体がどこそへ欠けていくんよ。これはきちっと持っとかんと。それは頭が古いんか知りませんが、私はそのように思っています。町長はきちっと検討しますというようなことがありましたけれども、ひとつ今後の教訓として、提言しときます。

それと、去年度の花火大会も若干様式が変わったように思いますけれども、ことしはどういう、露天ですけども、あり方というのかな。巷間聞くところによると、また今年のひな形から若干また、変更してきているように聞こえるんですけども、そこらの評価というのは、昨年の評価、どういう部分が問われているか。そこら、課長どうですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

花火大会の出店のことでお尋ねをいただきました。昨年度につきましては、やはり、私も海水浴場管理者、公園の管理者として、花火大会の通路の部分がやはり、おととしまでのように、多いときでも160店舗ぐらいあつたときもあります。それから、そうしたこともありまして、通路の確保をしていきたいということの中で、それと白浜町暴力団排除条例が制定されたと、この2つの理由がありまして、1つには、店舗を各60店舗として、それから、店舗を許可する出店者も公募することにいたしました。それで、暴力団排除条例によります出店者の照会をさせていただいたところであります。

概要を申し上げますと、評価を申し上げますと、確かに通路の確保という面ではできたところではあります、最終的にはやはり出店の準備から、それから終わりに至るまで、かなり時間的に手間取ったという部分もございますし、それから、何よりもやはり、出店者間のトラブルが結構、我々のほうにも届きました。また、それから、もう1つとしましては、マナーを守らない、ごみの放置とかいった点も見受けられました。

そうしたことを踏まえまして、結局、公募をしても新たなプロの方というか、全国から別の新たな露天商の方が申し込みに来たということで、公募をしたことによる町民の方々がこれによって効果を受けたと、恩恵を受けたということにはつながりませんでした。

そうしたことをもって、今年度につきましては、一たん公募というのをやめさせていただきまして、従来通り、今までしていた露天業者の組合にお願いするということと、それから、1つには、地元枠としまして、地元の方に一部お願いするということの方向で進めさせていただいているところでございます。

反省点とか、いろいろございまして、またそのあたりは、ことしに反映させていきたいと考えております。

○議 長

6 番 正木秀男君（登壇）

○6 番

県警の暴対法から含めて、いろんな規制が網にかかっている。これも社会情勢、理解するところなんですけれども、やはり、祭りということは、相当露天が、ああいいう物販がやはり1つの風物詩と、こういうようなとらまえ方しているんですけれども、今、課長が何点かの手間取り、トラブル等々の答弁がございましたけれども、やっぱりもち屋はもち屋という、こういう昔からの格言があるんです。町内会で、運動会でそんな綿菓子とか、たこ焼き、そばを売るような、やはり、そういう素人ができんことないです。だけど、やはり対価として払った限りは受け取るとしたら、そこに満足度が発生していくから、その点やはり、ああいいうプロフェッショナルというのは、それなりの代価をまた与えると、こういうようなとらまえ方をしているんで、露天商を守るつもりは毛頭ないんですよ。ですから、そういう部分、祭りのあり方、先ほど、温泉祭りもさることながら、祭りのあり方ということ、コンセプトをきちっと持つといていただければなど、このように思う次第でございます。

それで議長、続けていきます。

町長が就任されて約1年過ぎたかな。その中で、オール白浜コンソーシアム構想なる、そういう1つの花火が打ち上がった次第ですけれども、今のそのオール白浜コンソーシアム構想というのは、今のところの進捗はいかがでございましょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

昨年、経済3団体、あるいは議会でコンソーシアム構想のことにつきまして説明をさせていただきました。いろいろなご意見もある中で、特に、白良浜の利活用について、どのように取り組むのかを検討していきたいということで、私のほうで皆様のお示しをした部分がございました。

その中で、コンソーシアムにつきましては、12月の議会でも答弁しましたけれども、今後どのように進めていくのか。あるいは経済3団体や各種団体と意見調整しながら、設立に向けて検討する方向に変わりはございません。そんな中で、経済3団体に町が入る形で、計画を進めていくという予定であります。その中で、やはり、ALL白浜ここでしかできない旅実行委員会、こういったオール白浜の取り組みがございまして、それが、そこが主体となって進めていければというふうに考えています。

経済3団体から近いうちに、町に対しまして、そういった設立の要望が提出される予定でございます。まだ時間的に、まだちょっと日程がはっきりしておりませんが、それを受けまして、町として正式にコンソーシアムを立ち上げて、そして活性化の企画立案とか、あるいは国や県への補助金の申請ですとか、あるいは財源の確保に向けての検討を行いたいというふうに、現時点では考えてございます。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

その構想の中で、来月オープンされようとする湯崎港の浜広場のそういう1つのハードの部分と、そしてまた、次年度にかけての整備という番所山の、そういう1つのこの点から面に、線になっていくような、1つの白浜にとってはありがたいなと、こういうような部分もあると思うんです。ですから、この1つのコンソーシアム、オール白浜、これはすべて産官学と、こういうような知恵を出し寄って、やはり町益を図ると、こういうような部分が私は当然、そこに必要と思うんです。

その中で、私の持論であるカジノ構想も1つ、いつも町長に苦言を言うているんですけど、それも1つ、頭にカジノ構想、入れといてくださいよと、こういう思いがあるんです。先ほど、三倉議員の質問の中であったと思うんですけども、この町長の肝いりの活性化協議会なるもの、またあると、存続、こういう現状を中間報告がなされたらと、こういうような部分があったんですけども、当然その、私は以前の全協でしたかな、町長にちょっと苦言したと思うんですけど、私の諮問機関やというような表現で、全議員の前で披露されたと思うんですけど、当然そこに日当とか報酬が伴うので、諮問機関であろうが何であろうが、そこに公金を支払うので、そこら公金があると思うんですけど、そこらはどうですか。協議会の委員。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

白浜町活性化協議会の位置づけにつきましては、私的諮問機関ということで、私的という意味は、あくまでも私的という日本語のプライベートなという意味じゃなくて、やはり公的な我々の町の中での位置づけでございまして、そこに対して、当然、費用弁償といいますが、一定の金額を報償として出すというのは、当然のことやと私は考えております。

その中で、今、民間から主に選ばれた公募の方々と私推薦の、今現在9名で実施をしておりますので、そのあたりは今後結果を待ちたいと思っておりますけれども、中間報告が今なされて、それについて今後、肉づけをされて、枝葉の部分がついてくるというふうに考えております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

なかなかそういう部分であって、機関であってありがたい部分があるんですけど、外部的になかなか見えにくいというのか、町長の1丁目1番地、当選された中で、私はディスクロージャーするんやと、情報開示してすべてオープンにしていくと、こういうような1丁目1

番地の公約、マニフェストというんですか。アジェンダというのかな。そういう施策の中で、なかなか活性化協議会も含めて、先ほどのコンソーシアムにしても何かこう出てくるんやけれども、我々議員にもわからん、なおさら町民にも案外伝播していかないというのかな。

ですから、そこらをきちっとこう箇所づけというのか、その部分、やっぱり1年来たので、ここらでふんどしを締め直して、そういう部分でやっていただきたいなど、このように思うんです。

そして、引き続き、今月の冒頭でしたか、トライアスロンのプレ、やられたと思うんですけども、そこらの評価はどんなのでしたか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

トライアスロンの試走会について、ご報告を申し上げます。この6月2日に和歌山県トライアスロン連合主催によりまず試走会が、白浜町で開催されました。コースにつきましては、スイムが白良浜で1.5キロメートル。その後、バイクがしらはまゆう公園をスタートして、湯崎から三段を通り、才野まで海岸線の県道白浜温泉線を通って才野で折り返し、三段、才野を3往復して、旧空港までのというコースの40キロメートル。その後のランは旧白浜空港をスタートして三段交差点を通り、湯崎、瀬戸、臨海を通って阪田の白浜会館前をゴールとする10キロメートルをコースとして、75名の参加をいただき、うち70名が完走されました。スタッフは延べ89名で、そのほとんどがボランティアによりご協力をいただいたところです。試走会ですので、タイムを競うことなく、特に大きな事故はありませんでした。

試走後、参加者による意見交換会が開催され、さらに参加者にアンケートをお願いしたところでございます。総合的には大変よい評価をいただいたと把握してございます。ただ、今回は試走会であり、交通規制などはありませんが、タイムを競う本番となりますと、改善すべき事項もございます。今後、来年に向けて実行委員会の設置を初め、いよいよ本格的な準備が始まっていくところでございます。

以上でございます。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

今、課長から、るる説明いただいたんですけども、75名の中で完走したのは70名と、こういうような現実ですけども、特に、道路管理者は県も警察も含めてですけども、そこらの今回、オフィシャルで出て、出動して整理していただいたのか、あれか、「あんたら、ほどほどちゃんとしてよ」と言ったのか、そこらはどうですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

本番のように、張りつけによつての配備ということではなしに、警察当局さんは巡回ということで、パトロールをしていただきました。それからいろんな関係者の方々にも、側面的にご協力をいただいたところでもあります。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

今、全国的、特に世界的にも、マラソンというの、トライアスロンですけれども、鉄人レース含めて、案外、マラソンは特にブームというのですか、東京も大阪も含めた大きい都市マラソン、シティーマラソンも含めて、2万も3万も払ってエントリーして走るとい、こういう時代でございますけれども、我が白浜でも日置川リバーサイドマラソン、これも結構、歴史、皆さん、職員も地元も含めてですよ、築いてこられたという、こういう経緯もございます。それで、隣の上富田町でも口熊野マラソンと、こういうようなイベントもされております。

白浜も何ですか、皆さんに「おまえら、何でもかんでもガシラみたいによ」と、こういうような言われ方もしたんですけど、やはり、この1つ、こう、駅伝もやって、途中でないようになってきたとか。何か白浜、継続性が今の温泉神社の祭りでもそうですけど、どこそこでこう、頓挫していくというのかな。そういうようなとらまえ方もしているんですけど、やはりダーウィン、進化論やないけれども、脱皮していくことも必要ですよ。先ほど町長言うたように。

だけど、こういうリバーサイドマラソン、これ、れっきとした我々白浜町のイベントです。年々ふえて、タレントさんも来て走っていただいているんですけども、片方そういう部分で、今回トライアスロン、まあまあ、みんなひっくるめて、3つも4つもひっくるめたような1つのスポーツですけれども、やはり、私は何も反対じゃないんですよ。やることによって、以前町長が言われたように、そういう家族、そういう関係者が来たら相当の、3倍、5倍の来泉客誘客というのか、そういう部分が見込まれて、キャッシュフローが起こると、このような部分で、私は何も反対じゃないんですけども、何かいつも、しんがもう一つぶれていくような。だから、本当にふんどし締めてですよ、課長、していくことも、あなたがやはり窓口で大変しんどいけれども、ひとつ頑張っていただければありがたいなど。この花火の部分でもひとつお願いしときます。

以上をもって、簡潔に終わります。

○議 長

以上をもって、正木秀男君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 14 時 18 分 再開 14 時 34 分）

○議 長

再開いたします。

諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番 外（事務局長）

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことを、ご報告し、ご了承をお願いいたします。本日は、玉置一議員まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたので、ご了承をお願いいたします。なお、明日19日は9時30分に開会し、5名の一般質問を行い、一般質問を終結することになりましたので、ご了承のほど、お願い申し上げます。

す。

以上で報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

引き続き、一般質問を続けます。

7番、岡谷君の一般質問を許可いたします。岡谷君の質問は総括形式です。

7番 岡谷君（登壇）

○7 番

7番、岡谷でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は、町長の政治姿勢についてと、そして、教育行政についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、町長の政治姿勢について、よろしくお願いいたします。

まず1点目。観光振興についてでございます。昨年の平成24年の観光客数は総数303万7,100人ございました。宿泊数はここ2年連続しまして、100万人を割り込んでおります。本年から3年間観光振興にとって、またとないチャンスが巡って来ております。本年には伊勢神宮の式年遷宮、明年6月には熊野古道の世界遺産登録10周年を迎えます。そして、平成27年には、高野山の開創1200年の催事と目白押しに続いております。県内の自治体、関係団体とJRグループ6社の連携による大型観光キャンペーン、和歌山デスティネーションキャンペーンの実施により、県内外のみならず海外からの交流人口の増加も見込めます。

町長が強調されております県内でもトップの宿泊施設を有する当町に、来町される方々を快く受け入れる環境を整備し、安心安全はもとより、来泉客の方々に心地よく過ごしていただくまちづくりを宣言されております。

そこで、バリアフリー観光についてお伺いします。第70回の紀の国わかやま国体と全国障害者スポーツ大会（紀の国わかやま大会）を迎えます。体の不自由な人や高齢者が快適に観光を楽しめるバリアフリー観光の充実について、町長のお考えを聞きたいと思えます。

1点目。JR白浜駅にエレベーターの設置を提案いたします。鉄道駅のバリアフリー化については、2000年、交通バリアフリー法により、今まで鉄道事業者任せの取り組みから国・自治体が責任をもって推進されてきました。現在、JR和歌山駅から田辺駅まで8カ所の駅にエレベーターが設置されております。エレベーター設置は白浜に訪れていただく高齢者や障害者の命を守る上で必要な施策であると思えます。同駅の構内にはエスカレーターは設置されていますが、ベビーカーを使用している若いお母さんからも危険を感じる、何とかしてほしい。また、車いすを利用される方からも多くの要望が上がっております。5月下旬に駅長にお会いしたとき、「本日、多くの車いす利用のお客様をお迎えいたしますので、朝から緊張しています」とのこと。実際に線路を横断するのに、多くの職員やサポーターが補助を必要とします。悪天候時には一段とお客様も大変な思いで移動されております。当時の国鉄・白浜口駅が昭和8年12月20日に開通されて、本年で80周年を迎えます。列車でのお越しの玄関口にエレベーター設置について、町長のお考えを伺いたいと思えます。

2点目。訪れてよい町、観光のまちづくりの基本は、若者も高齢者も、車いすの遊客者に

も安心して訪れていただくために、道路と歩道の整備でございます。立派な歩道が完成しても、車いすや電動いすが利用できずに車道を通らなければならないようでは、どうしようもありません。まちづくりの主体者が細かいところまで気がつくか。町の住みやすさに直結するわけでございます。観光の町として、どなたでもゆっくりとおくつろぎくださいと胸を張って言えるまちづくりの推進について、町長の所見を伺いたい。

3点目。本年も県知事が先頭に、海外からの観光客の誘致に積極的に取り組まれております。白浜町へのここ数年の外国人の観光動態はどうか。今後ますます、外国人観光客の受け入れ体制の整備、そして、通訳のサポートやガイドボランティアへの取り組みはいかがかお尋ねいたします。

4点目。平成25年からゴールデンイヤーが始まります。魅力ある観光地づくりと広域観光の促進による資源の複合化が重要であると、数年来、私は思っております。泊まって帰るだけのパターンから連泊していただく。訪れる人が順に周遊したくなるよう、熊野一帯、紀南一帯の観光地が手を取り合い、光り輝く部分は足しながら、ないものを補完し合って、構成市町村の特色・魅力を組み合わせ、全体としての集客効果を上げる。その戦略を練る場として南紀観光エリア協議会の充実を図っていくことが大事と思いますが、ご所見を伺いたい。

次に、2番目としまして、防災・減災の取り組みでございます。防災力の強化には、自助・共助・公助の取り組みが重要でございます。ところが、そのうち公助の基盤になっている橋、道路、河川施設、港湾、岸壁など、インフラの多くは今後急速に老朽化を迎える。一般的にコンクリートの耐用年数は50年から60年とされておりますが、高度経済成長期に整備された公共施設等の防災力の低下が心配されております。命を守る視点から老朽化したインフラの更新・補強を集中的に行い、防災力を高める取り組みとして、地域の元氣臨時交付金を活用し、総点検が進められているところでございます。

その上で、まず1点。町が管理する道路や橋、トンネルなどの効率的な整備、著しく損傷してから、大規模な修繕や橋の架けかえを行う維持管理でなく、損傷を早期に発見、修繕する予防保全型の維持管理への転換を目的とする長寿命化維持管理計画の考え方については、いかがか。

2点目。地域インフラの維持管理を担う建設業者へのサポートのあり方。

3点目。町職員の技術者の育成と補充についての考え方について伺いたいと思います。

次に、3点目でございます。被災者支援システム導入についてでございます。災害時に行政サービスを円滑に提供できる同システムについて、数回一般質問で質疑を交わしております。昨年、一般質問後、10月に海南市を訪問し、研修されたと伺っているが、その後の取り組み状況について伺いたいと思います。その上で、先進地である奈良県平群町の取り組みを、ここで紹介したいと思います。何らかの形でよいかと思っております。

同町は2009年10月にシステムが稼働、スタートに当たり担当者が最も苦心したことは、住民基本台帳などシステムの基盤となる各種データの収集。障害になったのは、住基データは住民生活課が、災害時要援護者名簿データは福祉課、民生課、そして、家屋データは税務課が管理しているといった縦割りの行政の体制であります。いざというときに、被災者支援システムが役立つためには、縦割りの壁を越えて、庁内の各課と連携できる担当組織の存在が欠かせません。平群町の場合は、総合政策課が役割を担った。それぞれの課をつなぎ、情報データを集め、庁内横断的システムを構築することで、災害時に各課の職員がすぐに仕

事を始められると言われております。同町のシステムの最大の特徴は、住基データ、世帯及び個人データが、毎日午後9時に最新情報に自動更新される仕組みになっている。これをベースにすることで、災害時に罹災証明書の発行から、義援金や支援金の交付などが一元的に行える。要援護者名簿データも各人の状況に変化があった場合、被災者支援システム用のデータも自動的に作成するようプログラムされております。災害に伴う新事業の迅速化を図る上で、同町も早急に導入すべきと考えますが、ご所見をいただきたい。

次に4点目でございます。むだゼロの行政運営について、お伺いいたします。民間平均給与が減少し、物価高が家計を直撃している今こそ、行政はこの庶民感覚そのままに、徹底してむだ削減に取り組まなければならないと考えます。そこで、むだゼロの行政運営を求めて伺いたいと思います。職員の改革意識の醸成であると考えます。職員が危機意識やコスト意識をもって、日用業務を常に求め改善していく。改善意識の醸成が重要でございます。職員意識の醸成に、町長はどのように指揮されていかれるか、お考えを聞きたい。

次に、むだゼロの行政運営に欠かせないものは、職員提案制度の有効活用であると思います。どこにむだがあり、どうすれば効率が図れるか。今までの慣習に浸ることなく、常に業務改善に取り組むことこそ、町民が求める姿であると考えます。コスト削減や業務の効率化、サービスの向上については、各課で日常的に実施されるところですが、全庁的なむだ削減の具体的な取り組みはどのようなのでしょうか。本年の夏の節電目標はどのようなのでしょうか。そして、節電を推し進めるため、町役場、公共施設の照明を発光ダイオード（LED）に年次計画を立て、交換していくことについての見解を伺いたいと思います。

5点目。県わかやま結婚支援事業についてお伺いします。県は6月から複数の婚活イベントを開き、少子化の大きな要因となっている未婚化や晩婚化対策として、男女の出会いの場をつくっています。催しは来年3月までの間に、果物狩りなどの体験型が6回、パーティー型が16回、県有施設を使った内容が2回の計24回が予定されております。町は男女の出会いを創出するイベントを開く「わかやま婚活応援隊」に参画しているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

2012年、厚生労働省の公表による合計特殊出生率は、1.41でございます。晩婚、晩産化の傾向も続いております。初婚の平均年齢は夫が30.8歳、妻が29.2歳。最初の子を産んだときの平均年齢は30.3歳。いずれも過去最高を更新しております。県子ども未来課は、統計では未婚男女の9割が結婚を望んでいる。出会いの場をふやして少子化対策につなぎたいと、コメントも寄せております。町として、カップル誕生にどのような支援を考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に6点目でございます。ネット選挙の解禁について伺います。夏の参議院選からインターネットを使った選挙運動が解禁されます。このことは皆さんもご承知のとおりでございますが、これによって従来禁止されていた、選挙期間中のホームページやブログなどのウェブサイトの更新も可能になり、公約や政策を訴えたり、支持や投票を呼びかけることができる。若い世代の政治離れが指摘されて久しい中、ネット選挙の解禁が若者と政治の距離を縮めるよい機会になると期待されております。有権者にとっては、政党・候補者の情報や動画などを、選挙期間中もリアルタイムで受け取ることができる。より政治に対する関心が深まります。電子メールによる選挙運動、投票依頼などができるのは、政党候補者に限定し、事前に同意を得た有権者のみとしているが、なりすましや誹謗中傷等の悪質なメールに対して、取

り締めはどのようにされるのか。また、有権者にわかりやすい広報の取り組みについて、どのように取り組まれるのか、お尋ねしたいと思います。

そして、期日前投票の事務手続の簡素化について、期日前投票の利用者が毎回ふえてきております。町民の方から「投票所で宣誓書を書くとき、緊張して書き込むのに時間がかかったり、焦ったりする場合があります、高齢者や障害者らの負担が大きい」との声をよく聞くわけでございます。こうした事態の解消について提案します。各戸に配付する投票所入場整理券の裏面に宣誓書を印刷してはどうか。また、町ホームページで事前に入手できるようにしてはどうでしょうか。事前に自宅で記入でき、投票率の上昇に効果があると思うが、ご所見を賜りたい。

次に、大きな2点目、教育行政について、お尋ねいたします。

1点目。学校給食の食物アレルギーの対応について、昨年末の学校給食時に起きた事故では、アレルギー原因食材のチェック体制や、緊急時の対応のあり方などが課題として指摘されております。一般的に食物アレルギーの症状を持つ子どもも年々ふえております。文部科学省の調査によりますと、食物アレルギーのあるのは2.6%。食物アレルギーなどに伴う急性症状を起こしたことがある児童が0.14%に上っております。子どものアレルギー情報と対応を学校や保育所の職員など、関係者全員が共有する必要がございます。アレルギーの原因となる卵類、魚介類、牛乳、乳製品、穀物、果物、肉類及びそれらの加工品、または調味料の中に、それらの成分が含まれていると発症する場合があります。その対応に各校とも懸命な努力をされていると推察するわけでございます。町内小中学校のアレルギー対応の給食内容については、アレルギー除去食、代替食で実施されているのが4校。除去食で運用されているのが4校。3校に提供する西富田給食センターでは、喫食できないメニューのときは弁当を持参。あとの4校については全児童にアレルギーがなしと伺っております。

1点目。アレルギー食対応の児童・生徒の推移について、まず伺いたいと思います。

2点目。アレルギー原因とされる食材のチェック体制と緊急時の対応マニュアルは整備されているのか。この2点について伺いたいと思います。

先月、とんだ幼稚園に、幼児を預けているお母さんから相談を受けました。同園の給食はアレルギー除去食方式をとっていないので、5月度は弁当を10回、おやつ4回、子どもに持たせたということでございます。白浜幼稚園では代替食により対応されているのに、なぜ、子育て支援の上で不公平ではないですか。こういう問いがございました。ご所見を賜りたい。

3点目。次に、小中学校での学校給食食材の安全及び衛生管理について、お尋ねいたします。成長期にある児童生徒を対象にした学校給食が安心して実施されるためには、良質で安全な学校給食用食材の確保が必要と考えます。学校給食において、使用される食材について、どのようにして食材が選ばれるのか。食材の点検はどのように行っているのか。食材の衛生管理のあり方について、意見交換など意思の疎通はどのようにされているのか。また、食中毒が発生した場合の、速やかな原因の特定が明確になっているのかお尋ねをしまして、第1回目の質問は終わります。よろしく頼みます。

○議長

岡谷君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

ただいま、岡谷議員から、まず、観光振興につきまして4点のご質問をいただきました。

まず、バリアフリー観光についてでございますが、国民の観光ニーズが多様化する中で、高齢や障害により、身体にハンディキャップをお持ちの方の旅行参加が増大をしています。これらの方々が安全に、そしてまた、安心して観光を楽しんでいただけるような環境をつくっていくことは、年間300万人を超える観光客をお迎えする当町にとりまして、必要不可欠なことであると認識をしております。

まず、1点目の白浜駅へのエレベーター設置の提案につきましては、議員からのご質問にもございましたように、白浜駅のホームには、エスカレーターはございますが、エレベーターの設置がなく、特に車いすのお客様には大変なご不便をおかけしていることは、まことに申しわけなく思っております。

このような状態を解消すべく、町としましてもこれまで、県やJRさんに相談させていただくなどの取り組みをしてまいりました。平成27年国体までのいわゆる3年間続くゴールデンイヤーを迎えるに当たり、この3月にエレベーターを整備していただきたい旨の要望書を、JRに提出させていただいたところでございます。今後も引き続き、関係各位のお力をお借りしながら、エレベーター設置の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、2点目の道路と歩道の整備についてでございますが、私も議員と全く同感でございます。お客様、それから町民の皆様がくつろげるような町となるよう努めてまいりますので、議員におかれましては引き続きご指導・ご鞭撻いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。具体的には、例えば、三段から湯崎漁港、そしてまた、白良浜への道路、あるいは遊歩道、そういった整備、そしてまた臨海地区が一体となっていくような、そういう取り組みと整備を、今後、考えてまいりたいというふうに考えてございます。直接、道路と歩道との関係はございませんが、公園の整備、こういったものも今現在、しらはまゆう公園も整備改良をしております、かなり充実してきているというふうに認識をしております。平草原公園の整備等もございますので、これからますますもっと喜んでいただけるような、満足していただけるような整備を行っていきたいというふうに考えてございます。

3点目に、外国人観光客の受け入れに関するご質問をいただきました。まず、ここ数年の外国人の観光動態ですが、海外から和歌山県を訪れるお客様の数は、世界遺産の登録を契機に増加の傾向にございましたが、一昨年東北大地震、東日本大地震と紀伊半島大水害の風評被害等により、平成23年は激減いたしました。これは当町も同じでございます。しかし、その後は持ち直しの傾向にあり、近年のLCCの航空会社等の普及の効果もあり、平成24年度は、平成22年以前の数を上回っているところでございます。中でも特に、香港からのお客様が合計2万9,000人の外国人の白浜町への来客に対しまして、香港からのお客様は約1万6,000人余りということで、かなりのシェアを占めております。

このような海外からのお客様に対しまして、国や県のお力をお借りしながら、観光案内看板などの多言語化を図っております。それから、町立展示館を活用しまして開設しております、まちなか総合案内所しらすなでは、英語を話せる者を複数配置し、海外からのお客様も白浜の観光を楽しんでいただけるような体制をとっているところでございます。

4点目の広域観光につきましては、やはり、これからの観光地は地域の枠を超えた広域的な取り組みにより、お客様をいかに受け入れるかというような工夫をしていかなければ生き残っていけないと思っております。これまでも田辺・西牟婁地域が一体となって、南紀エリア観光

推進実行委員会や南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会等で協議をしながら、ホームページの運営事業や、観光プロモーション事業などの取り組みを行い、一定の成果が得られていると感じております。議員がおっしゃるように、このような広域的な取り組みを今後もさらに進め、充実させていくことが集客につながっていくというふうに確信をしております。

続きまして、防災・減災の取り組みについてのご質問をいただきました。議員が述べられましたとおり、高度経済成長期に整備された道路・公共施設が、老朽化によって改修が必要な箇所も多々あります。現在は緊急経済対策補助事業で、現状の道路、橋梁、トンネル等のストック調査総点検を実施しているところであります。その結果、改修が必要な箇所につきましては、随時年次計画を立てて改修工事を実施していきたいと考えております。また、住民の皆様が安心安全に生活できる、災害に強い道路づくりや公共施設の耐震化についても、早急な取り組みが必要であると考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。なお、詳細につきましては、担当課長から後ほど答弁させていただきます。

続きまして、むだの削減についてのご質問にお答えをいたします。

私のむだに対する職員への意識醸成への指揮について、ご質問をいただきました。議員からございました、職員が日々、危機管理、危機意識とコスト意識を持って、むだの削減に取り組むことが一番大切なことであると、私自身も考えます。むだにはさまざまなものがあり、物的なむだや精神的なむだ、また時間のむだなどもあると考えます、コストの削減はもちろんのこと、会議などによる時間や回数などのむだもございます。それぞれの意見をぶつけ合い、より良い答えを導き出すことはとても重要なことでありますが、集中した中身の濃い、また、なるべく短時間の会議となるよう努めることも、むだを削減することであるとも思います。職員との会議においては、なるべく職員の職務時間を確保して、職務に集中してもらえよう、集中した短時間のものとなるよう努めており、職員にも求めているところでございます。

また、議員からのご意見のございました職員の意見を聞くことにつきましては、職員に自由活発な意見を提案してもらえよう、早速庁内で意見募集を行いたいと思います。

以上、私のほうからの答弁を終わらせていただきます。

○議長

番外 教育長 清原君（登壇）

○番外（教育長）

岡谷議員さんからは、学校給食の食物アレルギーの対応について、ご質問いただきました。このアレルギー食の対応というのは、現在、学校給食実施上、一番の課題だと私どもも考えております。

まず1番目に、アレルギー食対応の児童生徒数の推移でございますけれども、ここ5年間はずっと40名、四十一、二名でずっと推移をしております。

食材のチェック体制と緊急時の対応マニュアルについてのご質問ですけれども、食材のチェックにつきましては、栄養士が中心に調理員と協力して、メニュー作成段階からアレルギーの強い食材を除けるときは除くようにして、メニュー作成段階から対応しております。そして、成分表を含めたメニュー1カ月分を、事前に学校及び保護者に配付をして、学校でも点検しますし、保護者にも点検をしてもらって、そして、自分の子どもにこの食材は大丈夫かと、そういう二重のチェックをしております。

それとあと、調理した食材につきましては、子どもたちに渡す際に、学校によって少し違うんですが、お盆の色を変えたり、渡す場所を変えたり、あるいは、渡す時間を変えたり、あるいは担任がつき添ったり、ちょっと給食室の様子によっても違いますので、そういう対応をとっております。そして、一番心がけていますことは、東京の調布にありましたように、他の食材とアレルギーの子どもが食べてはいけない食材と、アレルギーの子どもとの食材とが混同しないように、このことは今、一番細心の注意を払っております。

緊急時の対応マニュアルですけれども、これ、幸いにして文部科学省と和歌山県教育委員会から、非常に丁寧な対応マニュアルが出ております。それに従っておるんですけれども、ご承知のように、アレルギーの症状の子どもは、重い場合は米も小麦もそばも牛乳も肉類もだめと、そういうケースもあります。本当に一人一人異なりますので、一人一人に応じた対応をするということが、私は決め手であると思っております。白浜町内の場合は、すべて必ず専門医の診断を受けて、その診断医からいただいた指導助言管理票に基づいて対応しております。一人一人の状況に応じた対応をとることが一番大切ですし、そのことを全職員が共有しておりますし、万一のときには薬を持っている子は、その薬を飲むと。そういうふうな情報も全員で共有しております。

とんだ幼稚園の給食につきましては、申しわけないのですが、実質的には教育委員会の管轄下にございませんで、管轄の課のほうで答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、食材の選択ですけれども、給食の安全性を高めるためには、良質で安全な食材の確保が必要というご指摘を、今、受けましたけれども、これ、本当にそのとおりで思っております。そういう観点からも食材の選択につきましては、栄養士が作成しておるんですけれども、成長に必要な栄養を確保することを基本としながらも、まず町内産。町内産がない場合は県内産、それでも無理な場合は国内産と。基本的にはほとんどが国内産までで対応できております。ごく一部例外がございませけれども、その場合でも農薬の問題とか、品質管理票とかに基づいて、業者に安全を期するように依頼をしております。

そして、調理場につきましては、保健所とか薬剤師会等の定期検査を受けておりますし、職員研修につきましても、全栄養士と全調理員が年に3回研修を受けております。そして、学校に給食主任会というのが置かれていますので、その給食主任を集めて、現場の要望とかに基づいて意見交換をして、給食行政の改善に努めていると、そういうことがございます。

あと、食材についても、専門機関の検査もしてもらったりもしていますし、必ず保存をして、食中毒が発生したときの原因の特定にも至るようにと、そういうふうに行っております。保健所と連携をして、少しでも疑わしい事例が出たときは、すぐに検査官を派遣要請したり、基本的に食中毒の疑わしい例が出た段階で、即座に保健所に連絡をして対応をすると、ご指導を仰ぐと、そういうふうなことを各学校で心がけております。今後とも食の安全につきましては、できる範囲で精いっぱい取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

番外 観光課長 正木君（登壇）

○番 外（観光課長）

白浜駅のエレベーターの設置につきましては、これは長年の懸案事項でありまして、これまでも関係各位への要望をしてきたところでございますが、現在、国土交通省では平成27

年までに、1日の平均利用者数3,000人以上の駅へのエレベーターの整備を目標とした取り組みが進められてございまして、JRもこれに沿った形で、利用者数3,000人以上の駅を優先して整備をしてお聞きしてございます。

白浜駅の1日平均の利用者は、1,500人程度でございますので、少し難しい状況でございますが、観光客が多いという特殊性も十分考慮していただき、特別な配慮をいただくよう、引き続き要望を続けてまいりたいと考えています。

それから、外国人観光客の受け入れ体制でございますが、観光案内看板など、多言語化に平成21年度から取り組んでおりまして、看板をこれまでの日本語と英語に、中国語と韓国語を加えた4カ国語化による表示を行うように努めてございます。

また、広域観光への取り組みでございますが、南紀エリア観光推進実行委員会のほかにも、和歌山県を初め、周辺自治体と設置する協議会などを中心とした取り組みを進めています。最近の取り組みとしましては、先月28日、和歌山国体後のスポーツ施設の利用を見据え、和歌山県と田辺市、上富田町、すさみ町と当町で、スポーツの合宿や大会の誘致を目的にした、南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会を立ち上げました。広域連携でスポーツ施設や宿泊施設の情報を発信し、地域を盛り上げたいと考えています。その他にも南紀熊野ジオパーク推進協議会や世界遺産大辺路地域協議会など、それぞれの分野での連携を図りながら、取り組みを進めておりまして、今後も引き続き、このような協議会を中心とした広域的な連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

番外 建設課長 笠中君（登壇）

○番 外（建設課長）

まず、バリアフリー観光の中で、道路と歩道の整備についてのご質問にお答えしたいと思います。道路設計において、バリアフリー整備ガイドラインという指針によりまして、現在、道路、歩道等の考慮された設計がされております。安心安全な計画であると考えているところでございます。用地等の問題で、すべての道路がその道路歩道がそのガイドラインにのっとり施工されているかの確認はできておりませんが、設計の基本としまして、障害者の方への通行に対しての安全性の確保、また、児童、老人の方々も安心して通行できる歩道設置がなされていると考えております。

今後、旧道改修や新設道路改良時には、バリアフリー調査を怠らず、安心安全に皆様が通行できる道路・歩道建設に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防災・減災の取り組みの長寿命化計画から答弁させていただきます。平成22年度に町内15メートル以上の橋梁42橋の長寿命化計画を策定いたしました。そのうち25年度で老朽化が進んでおります、迎善寺橋・飛鳥橋・大日大橋の3橋の実施設計書を作成し、平成26年度には改良工事費の予算要望を、県・国に対して行いたいと考えております。また、長寿命化計画で改修が必要とされたそのほかの橋梁につきましても、引き続き、国・県に対し、予算要望を行い、実施設計、改修工事へと進めてまいります。

また、平成24年度補正予算で、緊急経済対策事業のストック調査費を計上し、予算化していただきました。15メートル以下の橋梁184橋、トンネル5カ所、257メートル、道路灯136基の総点検を実施しております。この点検業務につきましては、すべて発注済みとなっております、9月ごろ完了予定であります、平成26年度の予算要望として、改修計画

設計、改修工事へと早急な改善が図れるよう、取り組んでまいります。

また、町道舗装路面総点検につきましても、町道4カ所、延長約3キロの調査を行い、路面舗装補修工事を平成25年度で完了いたします。今後とも道路・トンネル・橋梁の改修につきましても、災害時も含め、地域の住民の皆様が安心して通行できる災害に強い道路づくりを目指して、積極的に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、建設事業者へのサポートのあり方についてのご質問をいただきました。町としましては、町内の工事発注は白浜町内業者を基本として発注しております。災害発生等緊急事態に備え、町と建設事業者との連携を綿密にし、災害時の現場対策、復旧検討を迅速に行い、町が早急な現場復旧の指示を行うことにより、建設事業者への協力が必要不可欠であると考えております。今後とも災害時、町全体のインフラの迅速な対策につながるよう取り組んでまいりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議 長

番外 総務課長 大谷君（登壇）

○番 外（総務課長）

初めに、防災・減災の取り組みについての技術者の育成と、補充についての考え方についてでございますが、議員ご承知のとおり、現在、町では合併時の財政計画をもとに職員数を定めた、第2次白浜町職員定員適正化計画に基づき、職員数の減員に取り組んでいるところであり、組織全体において、さまざまな行政課題に限られた職員数で対応しているところが現状でございます。

こうしたことから技術職の体制整備につきましては、組織全体の状況を見きわめながら、調整していく必要があると考えているところでございます。今後、事業量や事業の方向性、そういったものも見きわめながら、技術職の体制について検討をしてみたいと考えておるところでございます。なお、技術職員の人数でございますが、昨年4月1日現在から、今年度6月1日現在では、2名の増員となっております。よろしく願いいたします。

続きまして、被災者支援システムの導入についてのご質問でございますが、被災者支援システムにつきましては、議員からも以前から導入についてのご提言をいただいているところでございます。昨年の10月に同システムを導入しております海南市を訪問し、説明を受けたところ、海南市においてはシステムを導入し、現在運用について検討されている段階とのことでございます。このシステムを使いこなすことができれば、罹災証明の発行や避難所、緊急物資・仮設住宅・義援金の管理等、被災者支援に力を発揮するだろうということございました。システムの導入に当たりましては、各業務を所管する部署の職員一人一人が、システムに習熟する必要があると考えてございます。運用管理について、所管課と協議の上、方向性を決めていきたいと考えているところでございます。

次に、庁舎全体ではむだの削減の取り組みについて、お答えをさせていただきます。町は古くは、行政改革細目において、むだの削減というよりは、効率化として経費の削減などに取り組んでまいりました。現在は、財政健全化プラン、いわゆる集中改革プランにおきまして、効率を図る項目を定めているところでございます。効率化につきましては、節減合理化項目として、公用車を普通車から軽自動車に切りかえたり、低燃費車の出張車両を導入したり、各種負担金の見直しなどに取り組んでいるところでございますけれども、これまで行った取り組

みといたしましては、電気制御機器、いわゆるデマンドシステムの導入による消費電力の削減や冷暖房機器の自動制御、省エネタイプへの切りかえ、印刷機やコピー機の進歩による資料等の両面印刷の徹底、情報機器の整備によるペーパーレス化等がございます。

議員さんからのご提言や企業からの提案、町民の方からのご意見などもいただくこともあり、むだの削減に努めているところでございます。まだまだ気づかないむだがあるかどうかとは存じますが、今後とも引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、ことしの夏の節電目標について、お答えをさせていただきます。ことしの夏の電力供給につきましては、これまでの節電意識の定着から改めて節電をお願いすることは、現在のところはない旨を、電力会社からは報告をいただいております。しかし、関西広域連合における協議に基づき、和歌山県がことしもアクションプランを作成し、県民に協力を求めているところであります。

その主な内容といたしましては、期間は7月1日から9月30日までの平日。時間は午前9時から午後8時まで。内容は昨年並みの節電の着実な実施で、平成22年度夏と比べて9%の削減目標となっております。これを受けまして、当町も6月4日に節電対策を通知し、取り組むこととしてございます。内容は県のアクションプランと同様でございます。また、節電につきましては、広報やホームページを通じて、町民の皆様にもご協力をいただくよう進めているところでございます。

それから、LEDについてでございますけれども、議員ご指摘のとおり、LED照明は消費電力が少なく、長寿命化で二酸化炭素の排出も抑えられることと承知しているところでございます。

本庁でのLEDの検討は、平成22年夏電力不足から検討し、自主的な企業の説明や、町からも問い合わせをして検討を行っておりますが、当時は蛍光灯の器具である安定機の取り外しと配線の直結工事が必要であることや、本庁舎の電気配線が増設等により明確でないこと、配線自体が古いこと、また、配線に触ることに危険があるなど、加えて、庁舎の耐震化工事も検討する必要があることなどから、具体的には進んでいませんでしたが、現在は配線工事が不要な機器もありますので、さらに検討を進める必要があると考えてございます。

しかしながら、機器の価格が高額であることや、重量の関係から落下の危険をとめる金具の必要性も検討するなどの課題、それから、LEDの信頼性などもまだまだ不透明なところもございますので、ご指摘を踏まえまして検討を深めてまいりたいと考えています。配線の整備を必要とするものであれば、現在の配線をそのまま使用すると、発火の危険性などが懸念され、全配線を改修することが望まれることから、LED機器の進歩を見きわめながら、環境面とコスト面について、もう少し詳しく調査する必要があると考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

それから、選挙の関係でございますけれども、選管書記としてご説明をさせていただきます。インターネット選挙運動の解禁に伴うなりすましや誹謗中傷等の悪質なメールに対しての取り締まりと、広報の取り組み及び期日前投票の事務手続の簡素化について、ご質問をいただきました。

まず、なりすましや誹謗中傷等の悪質なメールに対しての取り締まりについては、今回の公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、これまでも公職選挙法に罰則として規定されている虚偽事項の公表罪や選挙の自由妨害罪等に加え、氏名等の虚偽表示罪の対象にイン

ターネット等による通信が追加されるなど、所要の措置が講じられているところですが、当委員会といたしましては、有権者の方からなりすましや誹謗中傷等の悪質なメール及び、これらに限らず、選挙違反等の疑いに関する連絡があった際には、警察当局に直ちに通報を行い、適正な選挙が執行できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

また、インターネット選挙運動の解禁に関する広報につきましては、改正法律の施行が急であったことから、町の広報紙への記載時期等は未定となっておりますけれども、今回参議院議員通常選挙の執行が予定されているところでございますので、町の公式ホームページ上で広報を考えてございます。今後、和歌山県選挙管理委員会及び周辺市町村と連携を図りながら、しかるべきときに広報してまいりたいと考えてございます。

続いて、期日前投票の事務手続の簡素化についてですけれども、白浜町では選挙ごとに白浜期日前投票所及び日置川期日前投票所の2カ所を設置し、選挙の公示、または告示の翌日から選挙日の前日まで期日前投票を行っているところでございます。この期日前投票所において、期日前投票を行おうとする場合は、公職選挙法施行令第49条の8の規定により、期日前投票宣誓書兼請求書に選挙の当日投票できない事由、及びこの申し立てが真正である旨を、選挙人本人から提出をしていただいているところです。

議員から、各戸に配付する投票所入場整理券の裏面に宣誓書を印刷してはどうか。または、町のホームページで事前に入手できるようにしてはどうかというご提言をいただいたところですが、期日前投票宣誓書兼請求書の記載は代理投票の例外を除いては、自署により提出していただく必要があり、投票所で記載していただくことにより、期日前投票事由に誤りがないか、選挙人本人による宣誓に間違いのないものであるかという確認をさせていただいているところです。

しかしながら、他の選挙管理委員会においては、ホームページ等にこの期日前投票宣誓書兼請求書を記載しているところもございますので、こういった取り扱いをされているのかなど問題点も含めて、今後、検証してまいりたいと考えてございます。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

また、議員が町民からの投票所で宣誓書を書くとき、緊張して書き込むのに時間がかかったりあせったりする場合があります、高齢者や障害者からの負担が大きいとの声を聞かれているということにつきましては、まず、今夏に控えております参議院議員通常選挙では、投票しやすい投票所になるよう、環境づくりに努めてまいりますので、あわせてご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。お願いします。

○議 長

番外 民生課長 三栖君（登壇）

○番 外（民生課長）

町が男女の出会いを創出するイベントを開く「わかやま婚活応援隊」に参画しているのか。町としてカップル誕生にどのような支援を考えているのかというご質問をいただきました。

町としましては、現在のところ「わかやま婚活応援隊」に参画はしておりませんが、県子ども未来課より、わかやま婚活支援事業の実施について、応援隊への参加登録依頼、関係機関への応援隊登録の広報・PR依頼が来ております。この取り組みは、少子化に大きな要因となっている未婚化や晩婚化対策として、男女の出会いの場を提供していくということなの

で、少子化に歯どめをかける意味でも、町といたしましても参画していきたいと考えております。

また、今年度は県主体の婚活イベントが体験型6回、パーティー型14回、県施設利用型4回の合計24回、県内市町村で予定されています。今年度は24回の枠が既に決まっておりますので、来年度、白浜町もこれに参画できるよう、県子ども未来課に働きかけていきたいと考えてございます。

次に、白浜幼稚園では、代替食の対応ができていのに、とんだ幼稚園ではできず不公平ではないかというご質問をいただきました。現在、町立の5園でアレルギーを有する子どもさんに対し、代替食材での調理や対象食材を除去する除去食を提供しているのは、白浜幼稚園のみとなっております。アレルギーに対して判断力も乏しく、抵抗力の低い園児に保育園で給食を提供するのは、調理のみならず園全体で高い意識を持って対応することが、最も重要なこととなっております。大切な命をお預かりするためには、中途半端な状態ではなく、専門性を持った職員が複数いる、かかわらなければならないということになってございます。

まず、調理場では一般食調理との交差や接触を避ける必要があるため、広いスペースと専用の調理機材を初め、調理職員も専属での配置が必要となっております。各園とも調理場の増築や専門職員の増員が今のところ見込めない状況ですので、町としては、1人でも多くの子どもさんを安全にお預かりできるという、まず経験を積んでいる栄養士が常駐している専任でアレルギー食の対応ができる調理員がいて、さまざまな園児の状況に対して対応できる白浜幼稚園において、集中して受け入れることとしておりますので、何とぞご理解をお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長 長

ほかに答弁ございませんか。

それでは再質問があれば、許可いたします。

7番 岡谷君（登壇）

○7番

バリアフリー観光について、再度質問いたします。

まず、エレベーター設置でございます。国におきましては12年度補正予算案、そして13年度予算案、いわゆる15カ月予算の中で、鉄道駅のバリアフリー化推進のための予算が計上されているところでございます。先ほども答弁がございましたが、1日平均利用者が3,000人というものでございますが、しかし、これは自治体の積極的な意気込みによって、県下の中で温度差が私は出ているように思います。

先ほども申しましたが、和歌山駅から田辺駅まで8カ所ございます。これ、分析しますと、8カ所のうち、3,000人以上が2カ所でございます、2,000人から3,000人が2カ所、1,500人から2,000人が4カ所というデータが上がっております。ですから、やはり、白浜駅が1,500という今、答弁がございましたが、夏のシーズン、これは多くの方が白浜にお越しでございます。そういうものを見ますと、やはり、町長の申し上げている、おもてなしの心をつくっていく、そういう部分で、やはりまず、このエレベーターの設置を図ることが、白浜観光立町として基本ではないかと思っております。この辺ももう一度、

町長の考え方を伺いたいと思います。

次に、防災・減災についてでございますが、今、担当課長からる話をいただきました。この長寿命のための計画。例えば、橋の点検を定期的に行い、損傷状況を把握して適切な補修時期を予測し、全体の維持管理コストを算出した上で、効率的に、やはり修繕の時期とか工事日程が決められていると思います。その中でやはり、蓄積した点検データや修繕の効果を検証しながら、5年ごとぐらいに全体的な計画を見直しながら、どこからまずやっていくのかということを見直ししていただきたい。要するに、コストを抑える予防保全に今後、力を入れていただきたらと思います。

ですから、予防保全型の維持管理によって、橋を長持ちさせた場合と、橋の架けかえをした場合、ここにおのずとして大きなコストの差が出ます。その辺もやはり、もう一度担当課でどういうことをすればコストが削減できるのか、それもご検討を願いたいと思います。時間ありませんので、検討してください。

あとはむだゼロの行政運営でございます。本庁の耐震化も含めて今後、るる検討されていく中で、このことを扱うのはちょっと難しいかなと思いましたがけれども、今、先進的なところでご紹介しますと、LEDのリース方式を採用されているところがございます。これをリース方式といいますと、大体7年間採用して年間約62%の消費電力の削減によって、リース代金と電気料金のコストダウンの総額とほぼ同じであると。ですから、7年以降過ぎたら、おのずとしてそれは町の施設ですから、後ずっと削減をされているということでございますので、これも1つの検討事項として、取り組んでいただきたいと思います。

次に、わかやま結婚支援事業についてでございますが、取り組みがなかったと、来年はやってみたいということでございますが、大変、この支援方法、観光課が担当するのか、民生が担当するのか、その辺のやはり区分が大変難しいように私は思います。ですから、宙ぶらりんになった形でこの事業が展開されておりますので、我が町としては、これにどうも参画できなかったのかなと思いますので、今後、民生課で中心に取り組んでいくと表明いただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、今、近隣の市町村で婚活事業をやっているのはどこなと思いますけど、やはり、印南町で大手結婚紹介会社と連携しまして、やはりこの印南町も少子化の中で、いかに子どもをふやす対策を、町として財源を投入して、そして年に数回、こういう婚活事業を展開しております。また、先の田辺市におきましては、商工会が中心となりまして、男女の出会いを支援するイベントも開催されております。そういう部分で、我が町としましても、しっかりとこの辺の演出をしながら取り組んでいただきたい。統計的にも未婚の男女の8割から9割が結婚を望んでおります。町として男女の出会いを支援するイベントの開催について、これをちょっとどのように展開していくのか、町長のお考えも含めて聞きたいと思います。

ネット選挙におきましては、実際に参議院選からのスタートになります。なかなか対応が難しい時期でございますので、次のやはり町長・町議選ぐらいから具体的なものになってこようと思いますけれども、今後、こういうなりすましか、いろんな形で選挙管理委員会としても対応していくのは、大変難しいと思いますけれども、いろんな形で県とはよく協議をしていただきまして、取り組んでいただきたい。

それで、期日前選挙の宣誓書の件でございますが、各自治体におきましてもホームページで引き出して、それで、自分で書いて、そして受付で確認をしてもらって投票をすると、こ

ういうところが大変ふえてきておりますので、これもご検討を願いたいと思います。

あと、教育行政としまして、アレルギー対応でございます。教育長から、るる詳しく説明をいただきました。今、同町におきましてもアレルギー対策をとっていないのが4校でございますね。これも徐々にアレルギーという部分で、いつ発生するかわかりませんので、その辺もよくご検討願って進んでいただきたい。特に、子どもたちが安心して学校生活を送れるように、アレルギー事故防止に今後とも全力を挙げていただきたいと思います。

そこで、2点だけ確認の上でお尋ねいたします。アレルギー症状を和らげる自己注射薬エピペン、この使用方法について、どのような取り組みをされているのでしょうか。また、アレルギー予防・治療の専門知識を持つ栄養士・調理師の育成及び導入についてのお考えか、今後の考え方について、お尋ねをしたいと思います。

そしてあと、幼稚園でございますが、給食で、今、田辺市では全部やっていると私は聞いております。ですから、同町におきましては、白浜しかやっていないということでございますので、これも人の分、そして栄養士さんの関係もあろうかと思えますけれども、やはり、子どもを育てる意味において、町としてやはり、その辺の財源も確保していくことが大事だなと思えます。

それで、とんだ幼稚園でアレルギー食、代替食にする場合、広いスペース及び職員の専門性が必要であれば、とにかく改善をして動員すべきであると、私は強調しておきます。また、同じ食器で同じ食事をクラスのみならず楽しく食べる。こういう時間は教育的に非常に重要な意味があると思えます。その人だけが違うような食事ではかわいそうであるという部分と、やはり協調性の部分でも、やはりその辺、町として取り組んでいただきたいと思えます。

そして、行政として時代の変化、状況の変化に機敏かつ積極的に対応するよう、今後のアレルギー対応につきましては、力を入れていただきたいと思えますので、よろしく願います。

再質問は以上でございますので、問いました分だけご回答願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

再質問につきまして、私のほうから2点につきまして回答させていただきます。

まず1点目は、白浜駅のエレベーター設置に関するバリアフリー化に関することですが、やはり、議員ご指摘のように、自治体の熱意が大きく左右するということも考えますと、ぜひこの機会に、設置の実現に結びつくように努力してまいりたいと考えてございます。今後、県当局などとも十分協議して取り組んでまいります。

現実的には、3,000名以上の乗降客で言いますと、大きな市で言えば、田辺市さんとか、海南とか和歌山とか、あるいは橋本あたりの駅では設置、整備済みであります。1,500人から3,000人未満のところでは、JRさんで言えば、藤並駅だけが設置されておまして、ほかはまだ未整備というところがほとんどでございます。1,000人未満のところでも、JRさんで言えば、太地とか田子とか、紀和とかいう駅が設置済みのところもございます。こういう補助つきというのは、国3分の1、JRさん3分の1、市町村3分の1というところが、非常に大きな3,000人以上というところの中での条件なんですけれども、1,500人程度の場合は6分の1というスキームもございますので、そういった

補助スキームもできるだけ活用しながら、今後、取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

そしてまた、先ほどの婚活のお話がありましたけれども、これは先ほど民生課長からも答弁はしましたように、やはり私もこれは重要な、大きな少子化を1つでも食い止める、物すごい大きな施策だと思っております。その中で先ほども答弁にありましたように、できるだけ少子化に歯どめをかける意味でも参画をしていきたいというふうな考え方でございまして、ぜひとも町としても応援をしたいと、支援をしていきたいというふうに考えてございます。

ほかにも、皆さんご存じかもしれませんが、TBSのテレビで「もてもてナインティンナインお見合い大作戦」というのがございまして、ここはお見合い大作戦開催地募集ということで、嫁不足に悩んでいる、特にやっぱり田舎のほうが多いんですけれども、そういう市町村が手を挙げれば、これは採用されるかどうかわかりませんが、かなりの人数で、そういった20名以上の応募が可能だということで、この辺も民間レベルですけれども、私のほうからも、町からもそういったことを皆さんに広報していきたいというふうに考えてございますので、ありとあらゆる機会を通して、婚活を応援していきたいというふうに考えてございます。

以上、私のほうから答弁終わります。

○議 長

番外 教育長 清原君

○番 外（教育長）

2点、再質問いただきました。まず、エピペンですけれども、これは東京の調布市の事故の例にもあったと思っておりますけれども、アドレナリン注射ですが、現在、非常に重症の子どもにつきましては、弁当持参ということにしております。少しそれより軽めの子で、もしそういう症状がアレルギー食をとってしまったとき、アナフィラキシーショックが出たときですが、薬を飲むという子は1人ございます。引き続き、このことにつきましては、学校とももう一度徹底を期すように、話し合いをしていきたいと思っております。

栄養士の研修ですけれども、これ、本当に重要ですので、今後も県教委と力を合わせて、研修の機会を多く持てるように努力をしていきたいと思っておりますし、栄養士が未配置の学校もありますので、引き続き、県に働きかけを強めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

よろしいですか。当局の答弁が終わりましたので、再々質問があれば、許可いたします。

7番 岡谷君（登壇）

○7 番

再々質問いたします。「いつやるか。今でしょ」この予備校講師の林修さんのこのセリフがことし前半最もヒットした流行語でございまして、やるべきことを後回しにして後悔した経験はだれにも、私もあります。おのれにかつ難しさがわかるから、「今でしょ」ということがじーんと胸に響くわけでございます。

井潤町長にしましても、1年1カ月就任しましてなります。難問山積、悪戦苦闘というのでしょうか、難問が山積し、悪戦苦闘の1年1カ月。この就任のじっとする部分が、このコ

メントとして、私は一般紙に記されていると思うんですけども、行政はスピード感でございます。やはりこのいろんな山積した問題の中で、町長として今後、スピードを上げて決断をしていく時期かと私は思っておりますので、その辺、しっかりとお取り組みを願いたいと、そういうことで最後の今後の町長の決意を聞いて、再々質問を終わりますので、よろしくお願い致します。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

おっしゃるように、やるとしたら今ということ、これからもそういった思いで迅速にかつ的確に、さまざまな課題に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。今までの1年1カ月というのは、私はまだまだ十分だとは思っておりません。町職員とのいろんな一丸となって解決をしてきましたけれども、これからも皆様と一緒に、いろいろと審議する中で、協議する中で解決していきたい、そういったふうに思います。今後、いろいろな課題がある中で、やはり町としては、これは前向きに一生懸命やるしかございませんので、これからやれることは精いっぱい皆さんと一緒に汗をかきながら、やっていきたいと思っております。どうかご理解と、そしてご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

以上をもって、岡谷君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 15 時 50分 再開 15 時 55 分)

○議 長

再開いたします。

10番 玉置君の一般質問を許可いたします。

10番 玉置君(登壇)

○10 番

最後になりまして、えらい長い時間、皆さんお疲れでございましょうけれども、おつき合います。議長にお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

○議 長

それでは、まず、白浜駅周辺の活性化についての質問を許可いたします。

10番 玉置君(登壇)

○10 番

先ほどから、いろいろと白浜駅前の話題もございますけれども、ことし、今年度302万ほど予算をいただいて、活性化を考えなさいということで、活性化協議会なるものができたように聞いておりますが、その進捗状況について、まずご説明をいただきたいと思っております。

○議 長

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

白浜駅前広場の件でご質問いただきました。白浜駅の駅前の活性化協議会での答弁になりますけれども、本年3月の定例会、全員協議会でもご報告させていただきましたように、駅前広場に係る整備基本計画を策定すべく業務委託するもので、その後、入札を執行しまして、

現在、業務を遂行しているところでございます。

この業務は、白浜駅前広場整備をする場合の土地利用と施設計画について、白浜駅利用者、及び周辺商店街が憩い、集える空間の創出と地域振興に寄与できる施設機能の検討を行い、あわせてその事業性の概略検討を目的として実施するものであります。並行して、地元商店街、JRさん、関係町内会、経済団体、交通機関の皆様によります白浜駅前広場整備検討協議会、これを設置、設立してございます。そこで検討された事項を今後反映させていただき、方向性を出していければというふうに考えてございます。

○議 長

10番 玉置君（登壇）

○10 番

来年から始まるデスティネーションキャンペーンですか、これに向けて、いわゆる整備を急ぎたいと、このように聞いております。その中で足湯があり、いろいろ想像するところですが、駐車場も整備されると、このように仄聞しているというところでございますが、今、先ほどありましたような、いわゆるエレベーターをつけると。こういうことも進めていただきたい。

と申しますのは、いわゆる、仮にあそこが整備されて、デスティネーションキャンペーンによって、近畿、あるいはよそからのお客様をお迎えしたとしても、期間が決まっております、お迎えするためだけの整備計画では、この点はちょっと少し手落ちかなと。それは、そこを改修、開発することによって、新たな利用客をどういうふうにして、つくり出していくかという、あそこの広場、JR白浜駅前の利用促進、どういう方に利用していただくか。そして利用促進を図るか。

その中で、やはり以前、町長にもお願いをしておきました明光バスの、明光バスだけじゃないんです、長距離バスの乗り入れ、ターミナルとして、長距離バスのターミナルとしての利用はどうなのか。そして今、先ほどエレベーターの話がありましたけれども、まず3,000人の利用ということでもありますけれども、私は自分の考えだけ言ったって仕方がないんですが、エレベーターをどれだけの方が使うか。JR駅をどれだけ使うかではなしに、エレベーターをどれだけの方が使うか、どれだけの利用、要望があるか。これによってつくられなければならない。自分勝手にこう思っているんですが、そうであるならば、できた後で、これだけの人数があるからつくるという考え方よりも、できた後でいわゆる身体障害者、いわゆる車いすの方がJRを利用して白浜にお迎えするということになれば、そのエレベーターさえも利用促進につながるではないでしょうか。

ですので、その整備計画の中で、ぜひ利用促進のためにも、そういった身体障害者の方々が白浜を利用していただくということに力を入れていただけたら、エレベーターの目的も達成できるじゃないですかということが、ひとつ町長に対しての今後の取り組みのお願いなのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

基本的にやはり白浜の駅というのは、陸の玄関口でございますので、前から取り組みをしておるように、足湯の設置のみならず、総合的に駅の周辺を活性化したいというふうな思い

は変わってございません。その中で、エレベーターというのは、やはりこれは、私は最低必要なおもてなしの1つのツールというか、道具だと思っています。国体がもちろん、27年にあるということもありますけれども、それ以前から、これは喫緊の課題になっておりました。我々としまして、これは何とか、この白浜の、観光立町である白浜の駅の、やはり1つの大きな最低必要なサービスといいますか、ホスピタリティーの1つであろうというふうに考えておりますので。もちろん、国体に向けて、国体のときには物すごい、いろんな方が全国から押し寄せますので、その中にはもちろん、身体障害者の方も多く含まれると思います。その中で当然、それまでには間に合わせたいというふうな気持ちも、思いもございませぬので、もちろん予算のかかることでもございませぬけれども、優先順位を何とか上げていただいて、我々としまして努力をして県に要望してまいりたいというふうに考えてございませぬ。

JRさんにもそうですけれども。
それが1つと、それからあと今ご指摘いただいたようないろんな取り組みがある中で、やはり私はJRさんに対しての協力、そしてまた、今後、周辺の地域の皆様とJRさん、あるいは明光バスさんなんかの乗り入れ、これはいろんな課題がございませぬして、なかなか今すぐというわけにいかないんですけれども、駅前のバスの乗降についても要望を上げていきたいというふうに考えてございませぬし、駅前の駐車場についても課題がまだまだございませぬので、自動化等についても、今後、町の中でも、皆様方と一緒にこの活性化協議会の中で、検討協議会の中で、十分協議をしていきたいというふうに考えてございませぬ。

○議 長

10番 玉置君（登壇）

○10 番

ありがとうございます。

先ほど、正木観光課長から、いわゆるスポーツ合宿というお話が出ました。これは私、長年言うてきたことで、連絡協議会ができたということで、大変喜ばしいことだと思っています。その中で、いわゆる当初、私、スポーツ合宿受け入れをどうやと言うていたときには、やはり、和歌山県のど真ん中であって、白浜町は和歌山県の真ん中でありまして、そして学生の方々がスポーツの合宿をしていただく場合においては、鉄道利用が促進されるのではないかなど、こういう想像のもとに、もちろん民宿ですとか、ほかの交通機関も必ず活性すると思うんですが、そういう意味から私はスポーツ合宿を、より受け入れたらいいかなものかと、こういう中で言うておったんですが、今後、スポーツ合宿をどこまで力を入れて誘致するのか。そしてまた、それはJRの利用を絡めて、そういうあたり、何かお考えがあるか、このようにしたいという思い入れがあれば、ひとつお聞きをしたいんですが。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

スポーツ合宿のことにつきましてご質問いただきました。先般、設立いたしました南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会につきましては、とりあえずこの田辺市、上富田町、すさみ町、それから、白浜町の中での既存のスポーツ合宿をする施設についての意見交換と、それから利用状況の調査から始めさせていただきまして、それで、どのようなスポーツ、それから、どの規模において誘致ができるかというふうなことから始めさせていただいております。

す。

今後、また再度、そういう旅行会社等もお越しをいただきまして、お話を聞いて状況を協議していこうかというふうな方針でございますが、議員が言われましたように、駅利用も含めての協議というのも今後出てくることもありますが、現在のところは、現段階ではそうした状況にまでは至っておりません。

○議 長

10番 玉置君（登壇）

○10 番

今後、取り組みの中で、ぜひ進めていただきたい部分だと思います。このままやはりJRが、利用客がどんどん、1,500人ですか。大変少なくなりましたですね。これを放置しておくわけには、白浜町当局としても、これを何とか改善していかなあかんという中で、スポーツ合宿があるじゃないか。いわゆる身体障害者のコンベンションがあるじゃないか。いろんなところの部分、部分に対して、より積極的に売り込みを図っていただきたいと。これは、こういうお願いではあかんのでしょうかけれども、これでちょっと駅前のことについては終わらせていただきます。

○議 長

それでは、駅周辺の活性化についての質問は終わりました。

続いて、白浜町有財産の見直しと有効利用についての質問を許可いたします。

10番 玉置君（登壇）

○10 番

この質問に入る前に、私は監査委員をやらせていただいて、前々から思っていたんですが、いわゆる国保ですか、前納報奨金というのが2,000万円ほどかけてずっとやっていたわけです。これが、ある3年か4年前です、行財政改革の見直しの中で、まず初年度は半分にしよう。次はなくしましようということで、今年度から、その制度が廃止になりました。2,000万円浮いたと、今はそういうことですよ。

これは私、本当に今でも少し反省するんですけども、もっと早く、自分が議員としてさせていただいたのが、今11年目です。もっと3年前より4年前よりもっと早く、この部分については、前納報奨金の廃止ということをきちっと議会で質問すべきだったなど。このように反省しております。

と申しますのは、前納報奨金というものを始められた当初は、当然金利も高く、早く集めることによって、その金利というのが、当時は金利何%だか知りませんが、8%か7%かあったんでしょうか。早く集める意味があった。今は0.何%ですよ。種類によって違いますけど。じゃ、早く集めても何の意味もないわけです。早く払ってくれる人は、そんな滞納なんかしませんから、順次入ってくるわけですから、ですから、そういうことの考えていったときに、時代の移り変わりの中で、これは要らない制度だと、もっと早く気がつくべきだったです。この前よりも5年も前に始めていれば、1億円浮いとるわけですよ。はっきり言って。これだけ浮く、浮くと言ったらおかしいけど、むだと言ったら、その当時の方には、あれだったかわかりませんが、私はそのように考えております。

2,000万円を浮かせてしまう。先ほどから皆さんも給料が減るんだとか、いわゆる電気はもう少しルックスを落とせ。暖房はもう少し冷房はもう少し高目に設定しなさい。つめに

火をともしようなことをしたところで、したとしても、なかなかそれだけのいわゆるむだという、そういうものは浮かび上がってこない。財源は浮かび上がってこない。そんな中で、質問をさせていただきます。

今、白浜町が持っている財産、例えば貸し付け。土地を貸し付けている土地。それから千畳敷の千畳茶屋。そして、旧白良浜ホールの駐車場。そして、これは利用目的がかなり制限されますが、公共下水道の上の今、駐車場として使っておりますけれども、そこ。それから、いろいろ挙げればきりはないでしょうけれども、こういうところの財産価値を見直すべきであると。今、そういうことはなさっておりますか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

白浜町には普通財産、行政財産等あるわけがございますけれども、行政財産については、それぞれ目的がございますので、なかなかそうしたところについては、困難なところがございます。しかしながら、普通財産におきましては、一定の処分ということでは取り組んでおるところではございます。物件としましては、江津良谷の分譲地でありましたり、また、伊森下の分譲地、そういったところも販売を推し進めているところでございます。そういったことで、いわゆる現金化と言いましょか、収入の部分に充てているところでございます。

これ以外にも、普通財産の貸し付けということで貸付料をいただいていると、そういうふうな状況もございます。

以上です。

○議 長

10番 玉置君（登壇）

○10 番

今、白浜町の開発公社、これが解消しよう。開発公社、解散というような論議がなされているように聞きますが、今、来年、再来年の話じゃないかもしれませんが。これはいわゆる土地を所有しておるわけです。そして、駅前の駐車場は収益として、120万ぐらい上がってますかね。ほかに、いわゆる何々団地、何々団地とって土地を持つわけです。しかしながら、借入金も3億7,000万円あるわけです。そうすることは、例えば、それが発展的解消になったら、それ、財産として白浜町も引き受けるかわりに、負債の部分も引き受けなあかんわけですね。この負債はどこから返していくんだよというたら、普通だったら、いわゆるその団地を売ったやつを返していきますよ。こういう形で進んできたんですけれども、ここへ来て、財産はいわゆる団地が売れない状況というのが、何年も続いているように思うんです。

この3億7,000万円の借り入れの先は、どこから借り入れているんだという、水道課のいわゆる潤沢な資金の中からお借りをしておる。0.2%で借りておる。これは大変安い金利やし、なおかつ、事業会計、別会計と言うても水道に入るんやさかい、いいやんかと。そういうことではないですよ。何とかして、この負債を解消していかなあかん。そしてそのときに、今持っている団地がさっさと売れりゃいいですが、これ、なかなか。下げて売ろうかという話もあるぐらいですが、それもなかなか近隣、近所との資産の評価において安く売りにくいというような話を聞きます。それについて、今後そういう部分、負債の部分をもど

のように解消していかれるおつもりか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外 (町 長)

今のご質問については、非常に広範囲にわたっていると思います。私は町のこの普通財産にしましても、宅地から山林から、その他いろいろございまして、その中で今、いろんな町有地もございまして、処分するのか財産価値を見直していくのかということ言えば、もちろん見直していかないといけないと思うんですけども、その中で、土地開発公社の今、経営状況も見ながら、平成25年度から実際に解散という方向で、前にも議会で取り上げられましたけれども、それを視野に入れて、それも1つの選択肢として、今現在、町の中でも取り組んでおるところでございまして。

歳入と歳出に関して言えば、やはりまだ不足している金額がございまして、マイナスの部分もございまして、その辺もやはり重く受けとめておまして、今後、解散も視野に入れて取り組んでいくというふうにしてございまして。ほかにもまだまだ町有財産の売却に関しましてはいろんなケースがございまして、一概には言えませんけれども、やはりその有効活用、そしてまた、町有地、あるいは町のいろいろな普通財産につきまして、今の状況の中では本当に用途や貸し付けに至った経緯とか、そういったものもございまして、いろいろ精査して、ほかにもまだいろんなケースがございまして、一概に言えませんけれども、今後検討していきたいと、前向きに協議をして検討していきたいというふうに考えております。

○議 長

10番 玉置君 (登壇)

○10 番

これは、例えばですけども、ある企業なら、企業に土地を貸しておる。そして、賃貸料として何ぼかもらっておる。例えば、それを仮に、その土地を仮にそこに売却して、固定資産税が発生するわけですが、固定資産税、これで値段で売りました。これ、固定資産税が発生しました。そしたら、土地を貸している賃貸との差は幾らになる。例えば。

じゃ、売って、固定資産税もらった者はここに原資残るだけ得やないかい。じゃ、これを例えば、わかりやすい話として、1億としましょう。1億、ここの別のところに返したら、ここの利払い、減るやないかいと。でしょう。そういうところまで考えていろいろ財産の有効利用というのを図ってほしいと言っているんです。何も、例えば、売りますでしょう、土地だったらわかりやすいので、例えば1億で売りますと。1億で売ったら、今まで貸してあったやつが、今度、相手の所有権になるから固定資産税がもらえるわけですよ。この部分をこちらに、こちらの利払いに返したら、この利払いと固定資産税、今まで貸している、例えば、100万で貸しているんだったら、100万上回るんだったら、そうしたほうが得じゃないんですかと言っているんです。

だから、そういう、これは仮定の話ですけど、そういう資産評価というのをしなくてはいけないんじゃないでしょうか。ただ単に、持って貸しているだけで、例えば100万上がるから、延々と貸しっぱなしで、何の精査もせんと延々と貸す。たまには20万ほど上げてくださいねと、120万に年間しましょうとか、そういう話にもなるかもわかりませんが。

こう売って、ここを別にしたら、ここの金利とここの固定資産税上がるんだ、どれだけの差ができるんだ、じゃ、どっちが有利か。それを言うんだったら、じゃ、あと20万上げてよと、こういうことも相手に働きかけていかなあかん。そういう中の見直しというのを、ひとつお願いをしたいと。

それは、もう1点、特に、千畳茶屋なんかはそうなんです、あれ、今、白浜町100%の会社ですよ。今、借入金あるから、そこの利益は借金返済、言えば償却しとるわけです。その償却が終わったらどうなさるおつもりですか。配当をもらう。だから、その、せっかく持っているけど、何もそこから収益が上がってこない。土地を貸した値段。そこにあそこの建物に、土地は白浜町のもので、その借地料はもらっているけれども、その会社から何の配当もない。100%持つてるんですよ。

じゃ、民間に100%売っちゃったらいじゃないかと。何も入ってこなかったら。だから、そういうことを今、自動車の株式会社、白浜何とか自動車ですか、そこに貸し付けている、あの土地について、白浜町はもらっているはずですよ。しかし、それ以外の配当も社長さんやけれども、何の給料も配当もないはずですよ。だから、そういったものの会社、あれだけの建物を持っているにもかかわらず、いわば何の恩恵もない。恩恵というのはようさんもろて、やはりあれですよ、白浜町のために使っていただくため、そしてまた、そら、ちょっと上がったらさっき言ったような、そっちに回すとか、いろいろできる話ですから、そういったつめに火をともし、これは大事ですよ、温度28度に設定せえ。大事ですけども、持っている財産をもう少し有効に利用できるような、考える部署があってもいいのと違うかなと、こう思うんですが、いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

個々のケースはいろいろとあると思います。一概に言えないですけど、やはりこの過去の経緯、いきさつというのもございますので、設立に至った経緯とか、過去の流れの中で、そういったものも重視していかないといけないと思います。

今現在、いろんなケースがありまして、賃貸借のもので言えば、ゴルフ場さんとか動物公園さんとか、あるいは先ほどご指摘いただいた白浜観光自動車道の千畳茶屋さんとか、ケース・バイ・ケースやと思うんです。ですから、その辺は土地開発公社にしても、第3セクターにしても、今後、特に設立に至った経緯というのはございますけれども、まずやっぱり経営状況、これもやはり非常に大きな判断材料だと思いますので、やはり我々としましては、千畳茶屋さんをいつまでも赤字で黒字に転換しないということであれば、当然、それなりにやはり考えていかないといけないと思いますので、やはり、今、鋭意努力をしております、かなり売り上げも伸びてきておりますので、もうしばらくお時間をいただけたらというふうには私は思っております。これは1つの例ですけども。

ほかにも経営状況が決してよくないところと、それから、よくなってきているところ、経営状況を安定させるような努力をこれからもしていかないといけないところ、そういうケース・バイ・ケースだと私は思っていますので、今すぐに見直していくということにはならないかと思っておりますけれども、時間をかけて、できるだけ町としても、今までの経緯、そして今後のあり方を含めて、判断をしていきたいというふうを考えております。

○議 長

10番 玉置君（登壇）

○10 番

それで、私、納得するんですけど。そこの千畳茶屋なんか、例えば、あそこをもっともうかるようにやっていただいたら、白浜町も応援してやっていただいたら価値上がるんですよ。株式の価値は上がります。もうかる会社の価値ともうからん会社の価値と言ったら全然違いますよ。ですから、100%株式持っている、売却するときに当たって、もうかる会社やったら高値で買っていただけますよ。ということは、それは白浜町益につながるから、それはどんどんやってください。価値を上げるためにやっていただきたいと思います。

それは今度の湯崎の周辺の開発にも、考え方としては当たると思うんです。というのは、あの辺の、この事業はもともとあの辺の開発、地域の開発を目指してやった事業ですから、漁業者にどうやこうやという、建物がどうやこうやというような話も聞きますけど、あれを全体の、あの地域の全体の活性化を図る。ということは、あそこにお客さんがたくさん来たら、ここは何を建てようかなという人はあるの違うかなと。新しい店して、もっともうかるようにしようかなと、それはとりもなおさず、白浜町の財産の価値が上がるということですから、それと、白浜の千畳茶屋と似たような感じかなと。それは千畳茶屋については見直せというよりも、今後どういうふうにしていくかという考え方を、しっかり持っていただかなあかんと。

もう1点。あそこの白良浜ホールの場所を観光協会にお貸しをしておるわけですが、これについて、観光協会に望むものと今の値段が高いかどうか、安いかどうか。120万で年間お貸ししておりますが、これが安いのか高いのか。それによって、どのように期待をされているのか。その辺、何かお考えがあったら。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほどのお話で千畳茶屋のお話をいただきましたけれども、やはり、これは過去の経緯を踏まえましても、やはり、ここの部分は公設民営みたいな形で今、結局、彼ら、今の状況の中では、私が考えるのはやはり、利益をやっぱり出していきたいという思いがありまして、その中で今かなり商品の見直しとか、今よく売れているのは、ソフトクリーム、じゃばらソフトだったり、ひろめソフトだったりしまして、これが物すごく今、徐々に売り上げを伸ばして、恐らくこの夏には随分と状況が変わってくるのではないかなというふうな期待をしております。

そんな中で、あと白浜観光協会の今経営されている元ホール跡地がございましてけれども、白良浜ホールの跡の。ここも120万円の年間ということで賃貸借しておりますけれども、これが安いのか高いのか、この辺の議論はあろうかと思っておりますけれども、白浜観光協会としましても、やはりいつまでもこれを駐車場として運営するということも、人を入れて、今の現状のままでいいというふうには考えていないようでありまして、やはり今後、そういった自動化とか、駐車場の自動化をしてくれとかいうふうなことも要望の中にあると思っております。

ですから、今後、そういったことも踏まえて、あそこの土地は、当然、白良浜ホールの跡地ですので、建物を建てるというのが、1つの条件になっておりますので、非常に難しい、

駐車場にすぐ自動化できるかというふうな、非常に厳しい、難しいハードルもございますので、そのあたりもやっぱり関係と、いろんな団体とも、関係各課とも協議しながら、やはり慎重に結論を出していきたいというふうに考えております。

○議 長

10番 玉置君（登壇）

○10 番

いろいろ縛りがあったり、言っていることはよくわかるんですけども、やはり持っている財産をぜひ有効に、有効にというか、考え方ひとつでこうすれば、これだけのものが浮いてくるじゃないとか、いろんなことを考えて、いろいろ先ほども同僚議員が言うてたように、各課からこうしたらどうでしょうか、こうしたらどうでしょうかということを言うていただいて、提言していただいて、それを吸い上げていただくような、その中に、このいわゆる財産の効率化という、それは絶対しなきゃいけない、長としての私は使命だと思います。白浜町民から預かっている財産を、どういう。ただ、前々からやっとするから同じことをずっとやんねよといったら、本当にチャンスを逸しているかもしれない。何も検討もしないで、前々から判こ押してるから押してる、契約してるという話になったら、チャンスをつかめてないかもわからない。そのチャンスのロスが幾らなという話になるわけです。

そのときに、町民から預かっているそういう財産を有効に、1円でも有効に利用させるという考え方を持つのは、やはり長の役割ではないでしょうか。ひとつ、この辺に力を入れていただくようお願いいたします、この部分に対する質問は終わります。

○議 長

以上で、白浜町有財産の見直しと有効利用についての質問は終わりました。

続いて、災害の対策についての質問を許可いたします。

10番 玉置君（登壇）

○10 番

今度の連動地震、3連動だったら、こんなんや。東南海地震だったら、南海地震やったらこんなんよという、いわゆるシミュレーションが出ました。これは、ひょっとしたら起こるといふ話ではなしに、必ず起こるそうであります。20年後か、そら、10年後かは知りませんが、必ず起こると。

必ず起こることに対して対応が手ぬるいのではないのでしょうかということをお聞きいたします。今現在、前回の質問のときに、町長に質問させていただいたら、いわゆるハードとソフトを絡めて、防災を考えていくというお答えをいただいたんですけども、今回はハード面のことで考え方を伺いたしたいんです。

大きな地震が揺ったら、今のこの時期では、前の東北東日本大震災の折の津波を皆さん、見えますから、大きな揺ったら高台へ逃げというのは、これは常識というか、当然、皆が起こす行動だと私は思います。ですから、逃げ道というのは整備する必要性はある。先ほど同僚議員もおっしゃっていましたが、いわゆるちょっと光をつけるところも、何十カ所と逃げ場所指定しているのに21カ所かいと。このようなことを、夜起こったらどうするんやという話をされておったように思いますけれども、そういう部分のハードの部分の整備をお願いせな、考えていただかなあかんの違うかなと。

その中で、まだこれははっきり成案になっていませんけれども、国会でいわゆる国土強靱

化法案というのが、今、二階代議士さんのほうから提案して、法案として提出していただいていると思うんですが、これが成案になった場合、ハード面の予算としてですよ、ソフトじゃなしにハード面の予算として、法律にのっとして、その被害が受けるであろう場所に対して、いわゆる手厚い予算がおりてくると。このように聞いているわけです。

しかし、まだ法案も通っていませんし、あれですが、予算がおりてきたから、さあ、せえよと1年後にですよ、予算がおりてきました。さあ、そこからせえよということでは、ちょっと、遅いのではないかな。その中で、町長にはぜひ、白浜町の地図を見ていただいて、どことどこどこを押さえれば、町民の生命、生命は逃げていただきますけど、財産を津波から守ってやることのできるなということ、ぜひこの地図の上で確認をしていただきたいと思うんです。

そして、その中で、地図で確認が終わったら、その地域に住む方々の意識を、ぜひ部下にどう思うと。その地域の方々と、いわゆる意識調査を、まず、この法案がおりる前に、やっていただけんかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

私どもも国土強靱化法案が成立されて成案となったときには、やはりいち早く、それに対して対応していきたいというふうに、ほかの市町村におくれることなく、町としても準備はしておりますし、それをやはり出していかないといけないと思っております。

ただ、考え方としましては、南海トラフの巨大地震につきましては、やはりなかなか津波からの避難を中心とした、これはソフト対策というのがやっぱり主になってこようと思えます。ハードだけですべてがこれは、すべてのハード事業をやることになると、非常に、国に対して要望はしてまいりますけれども、限界がやはりあるかと思っております。

東海・東南海・南海地震につきましては、やはりソフト面とももちろんハード面、この両方のミックスした形での取り組みが重要であろうというふうに、国からの指針もそうっておりますので、当然、白浜町としては、もちろん南海トラフも視野に入れての想定の中で、南海トラフというのは入っておりますので、その中で、やはり最低限、ここはやっぱり必要だろうということについては、当然、町としては要望を上げていきたいと思っておりますけれども、やはり、県とか町のレベルでは、なかなか予算的には厳しいものがありますので、国に対してハード面での整備ということが、地元の同意・総意があれば、私はこれは、町内会、あるいは区長からの皆さん方からの、議員さんからのご提言・ご要望があれば、それは全面的に応援をしていきたいというふうに考えてございますし、町当局としても、それを優先的に取り上げていかないといけないと思っております。

○議 長

10番 玉置君(登壇)

○10番

そしたら、法案にさきがけて、いわゆるハードもできる部分であれば、いわゆるハードをつくらねばならないというような場所であれば、先に意識調査をしておく。それはお約束していただけますか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

当然、意識調査といいますが、それは白浜の町の中で、やっぱりどれだけ必要なのかという部分が、当然いろんな箇所がありますので、津波対策だけでいいですと、これ、沿岸部でいいんでしょうけれども、その沿岸部の中でも、それぞれ皆さん方からのいろんな考え方、あるいは地域の住民の意識も違いますので、そこはまだ我々としなくても、すべて把握できているわけではございません。

しかしながら、これから町がやはり出かけることによって、そういうニーズを把握して、それを的確に行政の中から、国等に要望していくということは、これはやぶさかではございません。

○議長

10番 玉置君(登壇)

○10番

早速やってくれるのか、やってくれんのか、ちょっと微妙な返事やってんけれども。

私、よく、その地図を見るんです。議員のところには地図があるんですけど。だから、津波、ここからこう来たら、こう来たら、こう来たらやなど。いろんな、何カ所か、あの地図見るだけでもあるんです。それは、しかしながら、これがすごい広いところとか、これは大変やなと思います。しかし、必ず起こる津波に対して、ソフトで防ぎ切れませんから、ソフト、ソフトと言って、あっち逃げ、こっち逃げと仮に言うて、家を持って逃げるわけにもいきませんから、それが見ている下で流されていくというような、この光景が想像されたら、何か大変嫌やなど。東北の現地も視察させていただきましたけれども、流され損ですよ、あれ。流されたものに対して、保護が本当にできない。数が多過ぎて。それは仕方ないとは言っても、仮設住宅移ってくださいね、3年でどこか行ってくださいよ。埼玉県へ行った1,000人が今度、福島へ帰るけど、双葉町へ帰るけど、ほったらかしになってしまいますよ。こういった、いわゆる方々が出てくる。

やっぱり、その辺、町長、ぜひ、ハードは難しい。あっちもこっちもあるし難しいと言っても。その中でできるところからやっていくんだ。どうしても町民の、必ず起こるんですから、ここへこれだけの津波が来たらおとろしいな。それを何とか守ったろうか。というような意識のもとで、それは予算つかんのなら仕方ないですよ。予算つかんだら仕方ないですけど、まず、ついたときに、すぐ行動起こせるような、いわゆる住民との意識調査というのは、ぜひ今からでも、まだまだ実際に予算もないのにそんなのするのかでなしに、いざというときにはできるんだというところの下地はきちっと押さえていただきたいと、こう思います。

以上をもってなんです。これで要望みたいな形になって、大変申しわけなかったですが。

○議長

それでは、以上をもって、玉置君の一般質問は終わりました。

休憩します。

(休憩 16時39分 再開 16時40分)

○議長

再開します。

本日はこれをもって散会し、次回は、明日、6月19日水曜日9時30分に開会したいと思います。

これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

本日、大変ご苦勞さまでございました。

議長 南 勝 弥は、16時41分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 25 年 6 月 18 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員